

平成21年予算審査特別委員会会議録（第2日目）

平成21年3月17日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 2時58分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

議案第14号 平成21年度士別市一般会計予算

議案第15号 平成21年度士別市診療施設特別会計予算

議案第16号 平成21年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第17号 平成21年度士別市老人保健特別会計予算

議案第18号 平成21年度士別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第19号 平成21年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第20号 平成21年度士別市介護サービス事業特別会計予算

議案第21号 平成21年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第22号 平成21年度士別市簡易水道事業特別会計予算

議案第23号 平成21年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第24号 平成21年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第25号 平成21年度士別市工業用水道事業特別会計予算

議案第26号 平成21年度士別市水道事業会計予算

議案第27号 平成21年度士別市病院事業会計予算

議案第28号 士別市換地委員会条例の制定について

議案第29号 士別市病院医師修学等資金貸付条例の制定について

議案第30号 士別市医療技術職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例について

議案第31号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第32号 士別市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第33号 士別市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第34号 士別市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について

議案第35号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

議案第38号 士別市公の施設の指定管理者の指定について

議案第39号 士別市公の施設の指定管理者の指定について

議案第40号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
 議案第41号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
 議案第42号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
 議案第43号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
 議案第44号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
 議案第45号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
 議案第46号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
 議案第47号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
 議案第48号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
 閉議宣告

出席委員(20名)

委員	池田 亨 君	委員	伊藤 隆雄 君
委員	井上 久嗣 君	委員	丹 正 臣 君
委員	粥川 章 君	委員	小池 浩美 君
委員	柿崎 由美子 君	副委員長	平野 洋一 君
委員	遠山 昭二 君	委員	岡崎 治夫 君
委員	谷口 隆徳 君	委員長	山田 道行 君
委員	田宮 正秋 君	委員	斉藤 昇 君
委員	山居 忠彰 君	委員	牧野 勇司 君
委員	菅原 清一郎 君	委員	中村 稔 君
委員	神田 壽昭 君	委員	岡田 久俊 君

事務局出席者

議会事務局長	辻本 幸慈 君	議会事務局	藤田 功 君
議会事務局		総務課長	
総務課主幹	浅利 知充 君	議会事務局	中井 聖子 君
議会事務局		総務課主事	
総務課主事	岡村 慎哉 君		

(午前10時00分開議)

副委員長(平野洋一君) ただいまの出席委員は19名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の委員会を開きます。

副委員長(平野洋一君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。
なお、山田道行委員長から遅参の届け出があります。

副委員長(平野洋一君) それでは、16日に引き続き総括質問を行います。

齊藤 昇委員。

委員(齊藤 昇君) 総括質疑を行いたいと思います。

質問第1は、指定管理者制度についてでございます。

指定管理者制度が導入されてから3年間が経過をいたしました。そして、それぞれ指定管理者制度の導入の実績、これらも提出をされているわけでありましてけれども、この3年間、指定管理者制度の導入によって、それまでの委託でありますとか、あるいは市直営でありますとか、そういうものから見たら、指定管理者制度の導入によって土別の市政や市民にどんな好影響を与えたのか。メリット、デメリットをどういうふうに総括をされているのか、この際伺いたいと思います。

副委員長(平野洋一君) 鈴木総務部長。

総務部長(鈴木久典君) お答え申し上げます。

今、指定管理者の成果あるいはデメリットということでのお話だと思っておりますが、まず、今回土別市が指定管理していたものというのは、従来委託していたものを指定管理に変更したと。これは、直営かあるいは指定管理かという2つの選択肢があって、その中での指定管理に移らざるを得なかったという状況もあるわけでございます。

今回の指定管理に当たりましては、従来の委託料を基本に、この指定管理料を積算しているということでありまして、コスト的に見ますと、従来の委託と比較して、大きな効果というのは目に見えるものは余りなかったわけでありまして、指定管理を選定するに当たっては、地域限定という視点をもって市内にある団体を中心に非公募の形で選定をいたしております。これは、平成21年度新たな選定に当たってもこの非公募という形で進んでいくということを考えております。

成果ということでありまして、この点につきましては、従来からそういう各団体で働いていらっしゃる方々の雇用の場を確保していくということ、それから、地域の経済の活性化に寄与していくということを大きな目的にしまして、市民が多く利用する施設を指定管理のほうに充てたということでありまして、それぞれこの指定管理に当たって、その内容等については議会での議決ですとか利用計画あるいはサービス向上の計画、これが明らかにされますので、それぞれの団体の自主性あるいは独自性の発揮につながったものというふうに考えて

おります。

また、一方でデメリットということになりますけれども、デメリットについては、指定管理を行っていく中で、修繕費等々の問題がその区分を明らかにする必要があったということがまず1点あります。それから、指定期間が3年間という指定期間になっていますので、こういう指定期間の短さによる人材育成ですとか、人材の専門性あるいはスキルアップ、こういったところに問題が残るのかなというふうに考えています。

また、再指定がなかった場合、その団体が引き続きその運営に当たることができないということになりますので、そこで働く職員等の皆さんの雇用の場の問題というのも今後十分に検討していかなければならない課題というふうに押さえているところであります。

以上です。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 主に強調されたのは働く場の確保、雇用に大いに役立ったと、こう答弁されておりますけれども、この指定管理者制度の導入によって指定管理を受けた団体、この中で全体的にどの程度の雇用が増えたというふうに総括していらっしゃるのでしょうか。

副委員長（平野洋一君） 鈴木部長。

総務部長（鈴木久典君） お答え申し上げます。

雇用の関係で申し上げますと、委託の段階から指定管理に移った段階で大きな変動はないというふうに押さえております。

以上です。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そうしたら、前に一番初めに答弁したと違うでしょう。働く人たちの雇用の場に役立ったと、こう言っただけでも、大して変わっていないということだったら、初めに言ったメリットの中に入るわけではないでしょう。

それから、契約だけれども、3年間、一番初めに契約するときに100万円なら100万円、1,000万円なら1,000万円でもいいんだけれども、契約を3年間同じ値段で契約をしていますよね。しかし、1年目はその契約どおりの委託料を払うんだけれども、2年、3年と物価の変動があって若干上がったり、ほとんど上がっているんだけれども、同じところもある。

そこで、この一番初めの契約よりも3年間で増えた実例というのはどの程度あって、それはどういう理由によって初めに結んだ契約よりも契約料が増えているのか。この点を明らかにしていただきたいと思うんです。

副委員長（平野洋一君） 三好総務部次長。

総務部次長（三好信之君） まず、契約金額の変動の部分ですけれども、主に、最近燃料費が特に高騰したということで、それらについて平成18年度からの市の委託料金を変えたという施設が6施設ございます。10施設指定管理しているわけですが、そのうちの委託して管理料払っている8施設あるうちの6施設について、燃料費の高騰代ということで指定管理料を変更

しているというような状況にあります。

それで、指定管理料の変更についてですけれども、先ほど部長のほうから答弁ありましたように、施設の維持修繕費、そういったもの等のリスク負担ということで協定しているわけですが、例えば、ターミナル等であれば、食材提供しているという部分であれば、その利用者の増といったものによっても変わるときがありますけれども、多少の食材の変動等であれば、例えばメニューを工夫するといったようなことで賄うことができるかと思えますけれども、ぶらっとのようにおふるをたく燃料代、それが直接どうしても影響してしまうと。そして、一方、利用者の方が割と固定されていて利用料金で賄われたいといった場合については、どうしても指定管理料を変更しなければならないといったことで、先ほどのような協定期間中に指定管理料を増額したといったような状況にあります。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それから、働く人たちの賃金でありますとか報酬でありますとか、こういうものを3年間の中で賃金の引き上げが行われた例というのはあるのでしょうか。民間も非常に厳しい状況に置かれたり、公務員なんかも賃金余り上がらなかつたりもする。それでも、幾ばくかの賃金の引き上げが行われたのだけれども、この3年間を通じて働く人たちの労働条件の改善や賃金の引き上げがどの程度なされてきたのでしょうか。

副委員長（平野洋一君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） 人件費の関係等につきましては、当初、指定管理者から積算の資料をいただきまして、こちらの見積もりと合わせて決定しているわけですが、こちらの指定管理料としての人件費を引き上げたというような状況はありません。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そうすると、市で直営で臨時で働いたりしている現業の人たちもいらっしゃいますよね。こういう人たちは何円かの引き上げなんかもこの3年間で行われたと思うんだけれども、この引き上げの状況はどうなんでしょう。

副委員長（平野洋一君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） 市の臨時職員につきましては、ある程度長期間の職員ですが、給料表制度的なものをとっておりまして、1年目より2年目といったふうに賃金は上がっていく状況にあります。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そうすると、指定管理者については賃金に対する引き上げはこの3年間行ってこなかったと。今後は、そういうものはもう全部据え置きでいくのかどうか。非常に生活も厳しい状況に置かれたり、あるいは臨時で使われたりパートで使われたりしながら、そんなに大きく所得が上がる、そういう委託をしているわけではないと思うんだけれども、この点についてはどうお考えでしょうか。

副委員長（平野洋一君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） この指定管理者制度が始まりまして、まだ全国の自治体的にも第1期目を終えた時点ということでありまして、自治体等の整備、これの対応が余り進まないうちに導入された実態があるわけですが、これらを全国的にも総括している中で、やはりその人件費の問題が議論されております。

それで、どうしても経費の効率化を目指す余り、いわゆる官民の賃金格差を利用したような効率化に走ってしまったという実態があるようで、その部分がさまざまな方面から指定管理者制度のいわゆるある意味での弊害と言われているようなところがありまして、それを是正するために、今全国的に標準人件費単価、そういったものを用いてはどうかということで、熊本とか広島方面のほうでいち早くそういったものを採用して、それを示して労働条件を悪くしないようにということで行政のほうからお願いしているようなそういう積算をしているといったような事例もあります。

それで、当然、市のほうは従来からの管理委託者に引き継いだわけですので、その引き継いだときに人件費を下げるといったことはしていないわけですが、今後に対しても、それはやっぱり労働条件を尊重しなければならないといったことで、人件費の積算等については市のほうできちんとしていきたいというふうに考えております。

それと、先ほど賃金上がっていないというふうにお答え申し上げましたけれども、ぷらっとは単年協定をいたしておりましたので、そういった施設については一部人件費、若干ですがけれども上がっている施設もあります。

副委員長（平野洋一君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 今、働く人たちを取り巻く状況は、もう去年の暮れあたりから、今の時勢ですから、秋から随分とひどい状況が生まれて、派遣社員なんかは本当に物のように扱われている。そういうものから見ると、私は市が指定管理者に委託しているこういうものは、労働保険、社会保険をかけている、あるいは雇用保険をかけている、そういうことも含めてやっていってやるから、その点は評価もできるんだけど、しかし、そういう働く人たちの生活の実態、こういうものもよく指定管理者ともお話し合いなさせて、やはり幾ばくかの社会の情勢に応じた引き上げなんかも行っていくべきだと、ぜひそういう検討もしていられるようお願いしたいと思うんです。

それから、もう一つは人件費でございますけれども、大体人件費の総括表出していただきますと、ほとんどの指定管理者のところでは人件費が若干ですが余っておりますよね。これで人件費が余っている総額というのはどのくらいなのでしょう。

副委員長（平野洋一君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） 市の積算に比べて人件費が余っているということだと思いますけれども、それについては、総計についてはちょっと今出しておりません。申しわけありません。

副委員長（平野洋一君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） ただ、その市から出していただいた資料でも、例えば総合福祉センター、

これ平成19年度単年度の人件費だけれども、これで見ると29万7,000円ほど余っている。あるいは、これは日向の森林公園、これも91万円の人件費の中で14万7,700円ほど余っているのでございます。あるいはまた、市営の大和牧場、これらを見ても54万2,000円ほど人件費が余っているわけでございます。あるいはまた、世界のめん羊館、これについても33万3,000円、サイクリングターミナルは大したことございませんけれども、4万1,000円ほど余っている。

しかし、一方、出していただいた資料で1カ所だけ人件費が足りないというところがございます。平成19年度の予算では、今、そこだけは人件費引き上げたと言った中心市街地の交流施設、これは、平成19年度では13万3,000円ほど人件費は市の見積もりよりも足りなかったと、こういう事態が生まれているんですね。

そこで、総額については今僕が言ったやつだけでも100万円以上に上るんだけれども、この人件費は、そうすると指定管理者のもうけの部分になっているということによろしいんでしょうか。

副委員長（平野洋一君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） その人件費、どうしても増減が出てしまう部分というのは、ある意味計画立てたときに、この作業については何人工必要だといったような部分が積算されるわけですが、やっていくうちに、例えば、すごく手の早い方と言ったら語弊があるかもしれませんが、そういった作業の効率を図ることによって人件費等が、その人工が思ったより少なくて済んだというような結果において人件費の増減というのはある場合もあります。

それで、その部分がもうけということになるかという御質問ですが、一定程度やはりそういう経営努力をされて、それで賃金単価を抑制してということになれば問題が生じるわけですが、それらを経営努力で人工を削減したといったような結果の人件費については、今のところそれは企業の努力としての利益ということになります。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 燃料なんか高騰して、その分については引き上げもしたりするという契約になっていると思うんだけど、中心商店街の交流施設のように人件費が足りないという場合も、これも一面では経営努力、これは補てんされていないわけでしょう。だから、これも経営でこの分は市の委託料よりも赤字というか損といいますか、それはそういうふうにおいてしたら、そのために補てんをするなんていうことはしていないということですね。若干の引き上げはその後やったのかもしれないけれども、その点はどうなのでしょう。

副委員長（平野洋一君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） 今の委員からお話ありましたように、それはぶらっとさんのほうでその年度の中のほかの経費を例えば人件費のほうに回して、その分サービス向上に努めた結果ということになります。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それから、出していただいた指定管理事業の実績でございますよね、この1

ページに土別市の総合福祉センターがございます。ここの消費税の説明、これちょっとわからないんだけど、この消費税の説明を、精算して余ったから返したんだというふうには書いてあるんだけど、これはどんなふうな取られ方をするんでしょう。

全体的に委託した消費税の関係で言いますと、例えば、体育協会やふれあいセンターの社会福祉協議会、こういうところには人件費の補助をいたしますよね。しかし、この補助金には消費税がかからないと、こう聞いているんだけど、しかし、委託料で出したものには消費税はかかるんだと。それから、市が直営で行っている事業、これについては人件費に消費税はかからないんだと、こういうふうに言われているんだけど、どうもそこら辺のことは、私、消費税の取られ方といいますが、よくわからないんだけど、これら委託あるいは補助金、あるいは市の直営、こういう点での消費税の取られ方、払い方、これらについてお知らせいただきたいのと、今の総合福祉センター、これらについても答弁を求めたいと思います。

副委員長（平野洋一君） 菅井介護保険課主幹。

介護保険課主幹（菅井 勉君） 消費税の関係でございます。社会福祉協議会について答弁させていただきます。

指定管理者である社会福祉協議会は、従来の管理業務におきましては消費税課税とはなっておりませんでした。指定管理制度導入によりまして、施設管理運営事業部分につきましては消費税の課税対象となったところでありまして、平成18年度を基準期間としまして、消費税の課税あるいは非課税の判定をするようになりました。

その結果、総合福祉センターと多世代スポーツ交流館の収入合計が1,000万円を超えておりまして、課税事業者となりました。更に、その額が5,000万円以下であるために簡易課税制度を選択いたしましたところであります。

そこで、実際の納税消費税、払う分につきましては、その2年後の平成20年度の事業分から対象となったところでございます。更に、納税につきましては、当初平成18年度からの分は後の年度において支払うというふうに想定していたのですけれども、そのために、社会福祉協議会においては納税消費税分を積み立てをしておりました。ところが、平成20年度から該当するようになりましたので、社会福祉協議会において、平成18年度、平成19年度あるいは平成20年度分につきましては精算をしたいという申し出がございまして、精算により返納していただく予定となっております。

更に、先ほどの人件費の部分についてであります。業務委託の場合につきましては、人件費の分につきましては消費税非課税扱いというふうになっておりますけれども、指定管理となりますと、それはサービスの提供でありまして、市が指定管理料として指定管理者に支払う部分につきましては、その中に人件費分が入っていた場合については、その人件費分も含めましてすべてが消費税対象というふうになるようになっております。

以上でございます。

副委員長（平野洋一君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） それと、体育協会の補助金の関係の消費税なんですけれども、昔は補助金というのは消費税というのとはかからないと、市から補助金出すときに、それについては消費税はかからないわけなんですけれども、一方、受ける体協さんのほうになりますと、市がほかの、例えば施設の草刈り業務等委託しております。そうしたら、その委託の収入、それらと同じように市からの補助金も収入というふうに見られて、市の補助金そのものには消費税1.05%かけませんけれども、体協さんのほうが今度消費税の納税事業者となったときには、その補助金を収入とカウントされて全体的に消費税を国税として納めているというような状況にあります。

副委員長（平野洋一君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 総合福祉センターの額も含めておっしゃって、答弁もうちょっと詳しくしていただけないですかね。

2つありますよね。基本協定書の5条の特別な事情による返還と、納税消費税の精算とこう2つあるんだけど、これの関係はどうなのかということ。それから、従来は、指定管理になる前は消費税は課税される団体ではなかったというふうになおっしゃったけれども、それは、市から補助金なんか出されている、あるいは委託料が出されているやつにもかからなかったということなんででしょうか。

副委員長（平野洋一君） 仁村介護保険課長。

介護保険課長（仁村光春君） お答えいたします。

まず、消費税の返還の内訳ということでございますが、総合福祉センターにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成18年から消費税が、課税業者になったということで含めて委託をしておりましたが、先ほどお話いたしましたとおり、平成18年、平成19年、平成20年分につきましては、平成20年から納付義務が発生したということでありますので、それ以前の分等につきましては、社会福祉協議会さんの判断によりまして市のほうに返還していただくということになったところでありますが.....。

（「その額がどうだっていう説明よ」の声あり）

平成18年、平成19年度につきましては消費税の納税義務が生じませんので、まず、総合福祉センターにつきましては92万1,082円、多世代スポーツ交流館につきましては52万3,969円、内訳といたしましては、平成18年分として25万8,962円、平成19年分といたしまして26万5,007円となっております。合わせまして、平成18年、平成19年分といたしまして144万5,051円を納税消費税分として指定管理料に支払っておりますが、社会福祉協議会は、先ほどお話しましたように、平成20年度において消費税を納付するというようになっておりますので、今まで準備のために積み立てておりました金額を精算の申し出がありまして、本年の納税見込みでは45万8,000円の納税と見込まれますので.....。

（発言する者あり）

失礼しました、平成20年度につきましては91万4,000円納税消費税として指定管理料に支払

っておりましたが、見込みでは45万8,000円になりますので、その差額45万6,000円につきまして市のほうに返還をしたいという申し出が来ているところであります。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） ちょっと1つずつ言ってくれないかな。総合福祉センターはこうですと、この書いてあるやつをきちっと説明してくればいいの。多世代はこうだと、そして、だってこれあれでしょう。消費税の精算と書いて、福祉センターのやつは平成18年、平成19年度で92万1,000円、平成20年度は45万6,000円と、それでこの137万7,000円は払うんですかということなのさ。この表をわかるように説明していただけないでしょうか。

副委員長（平野洋一君） 菅井主幹。

介護保険課主幹（菅井 勉君） 大変失礼いたしました。

まず、総合福祉センターについてであります。平成18年度、平成19年度の納税消費税分は発生しなかったわけでありましてけれども、市の委託料の中に納税消費税分として92万1,082円が計上されておりますので、これについては申し出により精算という形の予定でございます。それから、平成20年度につきましては91万4,000円計上しておりますけれども、今の現在の予定としましては45万6,000円で済む見込みでございますので、その差額45万4,000円を精算による返還という形でございます。

それから、基本協定第5条によりますところの余った額でございますけれども、総合福祉センターの平成18年度と平成19年度の2年分で180万円が特別な事情によるところの返還という形……

（「何だよ、それ」の声あり）

これにつきましては、いろいろ講師の病気の関係とかございまして教養講座が実行できなかった、あるいはA重油の使用料が当初予定よりも少なかった、あるいは単価が下がったということで余った形になっております。

それから、平成20年度につきましては45万4,000円返還して下さるということで、この分については、同じように教養講座ができなかったのが16万1,000円、更に、A重油の残が29万3,000円となっているところであります。

続きまして、多世代スポーツ交流館の関係でありますけれども、平成18年度、平成19年度合計で52万3,969円払わなくてもいいと。それから、平成20年度につきましては28万1,000円予定しておりましたが、14万円で済む見込みがございまして、14万1,000円返せるという形であります。更に、特別な事情でありますけれども、平成18年、平成19年の2カ年につきまして30万円、これにつきましては、電気代あるいは灯油代などが予定よりかからなかったということでございます。更に、平成20年度につきましては29万5,000円、こちらについても灯油代などとなっているところであります。

以上でございます。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（斉藤 昇君） それから、精算して返還後の実質収支と、こうなっていますでしょう。これは何なんですか。結局は返還するけれどもこれだけは返還しないという意味なんですか。これどういう意味というふうに考えたらいいんでしょう。返還するなら全部返還してもらえばいいでしょう。

副委員長（平野洋一君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君） 今いろいろ議論されている消費税については、例えば、うちのほうで2,000万円の委託料という管理料を払うとすれば、消費税を込めて2,100万円の支出をいたします。でも、一方、社会福祉協議会のほうで運営していく場合には、物を仕入れたりなんかするときに消費税、業者に払いますから、実質的には、最終的にそれから引いた金額というのが納税されると、利益で上がれば納税されるというのが消費税のシステムでございます。

ただ、今話しましたように、平成18年、平成19年は基準年度との関係で2年間は納付義務が生じなかったということで返還をいたしたいと。それと、平成20年度については、多世代も同じですけども、そういう精算の形の中で実際にうちのほうで、例えば50万円の消費税を賦課して払ってありますけれども、実際に向こうは20万円しか納めなかったということになれば30万円消費税の分が余りますので、社会福祉協議会そのものは利益を追求する団体ではないということ、更には、実際の管理料やるときに灯油ですとかいろいろな光熱水費、維持費、いろいろな形で予算を見るわけですけども、実際に運営するという今のような事情があって、精算すると200何十万お金が残ったと。

それを、本来でいきますと経営努力という形で社会福祉協議会に残ることも、それは構わないわけでありましてけれども、例えば今言ったように、実際予定した講座をしないために経費が残ったということになれば、それはやっぱりそれを利益として受けるのはいかがなものかということと、社会福祉協議会そのものが、団体そのものが福祉法人ということからいくと、そういうもので利益を上げていくことについてはやっぱり、かかった経費はいただくけれどもそれ以外のものについてはやっぱり精算をしていくのが筋であろうということで、5条の適用をして返還すると。

ただ、一定の努力をしたわけですから、社会福祉協議会もそれに伴って何ぼかのやっぱりいろいろな、協議会、実際には向こうにいる職員がやっているわけですけども、この事務所にいる職員もそれにかかわっているいろいろな手助けをしているという観点からすると、この程度の利益については社会福祉協議会の通常の業務の中で使わせていただきたいという話で、この分については剰余金として協議会のほうに残ると。これも、経費については、社会福祉協議会の中でちゃんとそういった指定管理に伴う利益という形で収入を入れて、今度は社会福祉協議会全体の会計の中で処理をしたい、そういうことでございますので御理解をいただきたいと思えます。

これ見ますと、3年間で25万1,000円ほどの社会福祉協議会のほうに残ります。社会福祉協議会自体もやっぱりいろいろな収入があるわけですから、そういったものが決算で、総額で繰

越金が残れば次年度の事業にいろいろな形で役立てていくというシステムになりますので、決してこの残った金が別に使われていくということでは我々は理解をしていない。協議会の一切の業務の中で住民の福祉のために消費をしているという考え方に立っているというようにお聞きしておりますので、そんな形で、これらのケースはちょっと特殊ですけれども、ほかの、例えば翠月とかは委託料払っておりませんけれども、ぷらっとなりそういうところについては、やっぱり利益が出ればそれを返せということにはなりませんし、それはそれぞれの団体の経営努力によって得た利益というのはやっぱりその中で別な業務なり何かに使うことによって市民のサービスの向上につなげていきたいということだと考えておりますので、そんなことで、全体的にはそういう考え方に立っているということでございます。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 何か議論をしていて、指定管理制度にのせても、それほどの市民や市政にとっても今までとかわりばえない。物すごい変化があるというなら、前何をやっていたんだということになるわけですから、前も今も一生懸命やっておられる。そして、委託をすると消費税がかかって、直営でやるとかからない部分もあるというようなことを考えますと、何のための指定管理者制度なんだと。国はもう官から民へ官から民へと、そうしてめちゃくちゃ法律をつくって、それを地方自治体にやらせなければだめだと。直営か指定管理者か二者択一だとそうやって自治体に迫ってきて、ほかのところでも、図書館なんかも指定管理にやるかなんてやった自治体もあって、これは失敗だとなったり、あるいは、参議院・衆議院での附帯意見なんかによって、図書館なんかは管理委託制度にはなじまないんだぞというようなことももう出てきているという、検証もされないでやってきたという事実があるんです。

だから、私は、そういう意味で言えば、これからそういう国が強引に押しつけてくるそういうものを、市政や市民にとってどうなのかという立場から選択をして、結局今はもうそれほど指定管理者に、どれとどれをして、これはしないのかなんていうそんな点検はないのではないかと思うんだけど、ここら辺も含めて、指定管理者制度にして本当によかったなというふうに皆さんお思いになっていらっしゃるのかどうか。この点、市長というよりも、担当している総務部長なり総務部の次長のほうから、3年間の上に立って再度答弁を求めておきたいと思うんです。

それから、もう一つは、社会福祉協議会の問題出ましたから、ちょっとお聞きしたいんですけども、私も民生福祉常任委員長になって、今度、充て職で社会福祉協議会の理事になりました。そうすると、社会福祉協議会の理事会あるいは評議委員会、これは年度当初の予算を決めるそのための市からの委託料でありますとか、補助金でありますとか、そういうものも全部含まれた予算が審議されて評議委員会にかかっていくものであります。これを、今予算委員会でこの制度やっていますよね、当初はもう13日に社会福祉協議会の理事会を開きます。

そこで、以前にも私は理事になったことございます、以前もそういうことがやられました。それで、これは市が委託料なり市の公金が出されて、それを審議されるわけだから、社会福祉

協議会は議会が終わって議決されてから開くべきだと、そう言って、以前になったときにはこれを、中西さんがまだ総務部長の時代でございましたけれども、そのときにも変更させました。

しかし、今度はなかなか変更すると言わない。言うことはわかるんだけどもという程度でありましたけれども、これは、私はこういうことが毎年やられてきたと、議会が開かれる前に市の予算はもう決まったんだから、議会の審議は後からだって通るんだからと言って、社会福祉協議会が先行して理事会を開き決定をされていく。そういうことがこれまでどの程度続けられてきたのか。

今回は、私は、それであればその理事会に審議に加わるわけにはいかない、だから辞表を出す、こういう立場から抗議も行った。それから、副市長にもこういうことでいいのかというお話もいたしました。

結果として、協議会の理事会終わった、この議会が終わって月曜日に理事会がやられることになりましたけれども、こういうことが長年続けられてきたのは、これは議会軽視であり、それから市の福祉部長ですか、理事になっていらっしゃる、あるいは福祉協議会との予算のいろいろな交渉、あるいはそういうものも市の職員でやられている。そして、理事会はいつ開かれる、評議委員会はいつ開かれる、そういうふうにしてわかっていながら、市の職員もそれを黙認して今日まで来たのか。この点はどう考えておられるのか、この際明確な答弁を伺っておきたい。

副委員長（平野洋一君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君） 今、斉藤委員の後段の関係だけ、ちょっと私のほうから答弁させていただきます。

確かに、今御指摘のような経過があったということはお聞きをいたしております。それで、今日までどうだったのかということになりますと、詳細には私把握はいたしておりませんが、そういうケースがあったんだろうというふうに理解をせざるを得ないと。

そういった形の中で、委員のほうから私のほうにお話がありましたし、それはやっぱり好ましい姿ではないと。これは、全般的にうちのほうで補助金を出している団体、体協にしてもそうですし、ほかの団体もいろいろございますので、そういったことについては、今後そういったものを十分議会の審議というものを尊重する後で、やっぱり決まった後にちゃんとした手続をとってもらいたいということにいたしたいと。これらについては、今後十分そういったことについては意を配してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

副委員長（平野洋一君） 鈴木部長。

総務部長（鈴木久典君） 指定管理者制度の今後の導入についての基本的な考え方ということでお答えをさせていただきます。

昨年12月の一般質問の中でも、斉藤委員の御質問のほうにお答えをしているところですが、社会教育施設ですとか老人福祉施設、あるいは児童福祉施設というのについては、特に専門性ですとか継続性、あるいは安全性、それから公共性が高いということでもありますので、

この点を十分に検証しながら検討していくということが大事だというふうに思っています。また、その他の施設にあっても、受け皿となる団体が市内にあるのかどうか、これは地域の活性化、経済の活性化等々も視点を持たなければならないということ。それから、利用料金やサービスの水準が保たれる、あるいは向上するといった点を考えていかなければならない。あるいは、職員の処遇の問題等々もあるのかというふうに思いますので、これらを総合的に慎重に検討するということが必要になってくるというふうに私たちも思っています。

更に、市が直接携わる、実施する必要性があるのかどうか、それから、利用者のサービス向上への民間のノウハウの活用ができるのかどうか、利用について公平性や利便性が図られるかどうか、そして、最大経費節減がなされるかどうかといったような点を総合的に検討しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） もう1点質問しておきたいと思うんだけど、それぞれの指定管理者制度の導入実績を見ても、人件費を除いて経費は全部市で出しているわけだから、赤字にするようなことはしていない。だけれども、日向の土別市の林業センター、これが3年間にわたって赤字になっている。平成18年度は397万9,000円、平成19年度は343万7,000円、平成20年度は350万円。そして、ずっとこの利用人数、宿泊者数なんかも減っているから、利用はずっと落ちてきている。これはやっぱり不景気だなんていうことも影響しているのかなと思うんだけど。

この利用客の減っていること、老朽化もしているということもあるんだろうけれども、この毎年の赤字、これらはどういう理由で出されて、これの改善のために、1年目に赤字出たら来年は出さないぞというそういう立場で臨んでいないのか。まあ、どっちみち市から委託受けているんだから、市からあともらえればいいんだというようなことで経営をしていらっしゃるのか、この点はこの赤字についてどういう考えでいらっしゃるのでしょうか。

副委員長（平野洋一君） 秋山農林振興課長。

農林振興課長（秋山照雄君） この3年間の赤字でございますけれども、この赤字につきましては、今申されましたように景気の低迷ですとか、あるいは、そこにたまたま多寄の関係で例えば工事関係者がずっと利用していた、あるいはスキー客の減少、あるいは湯治客の減少ということから、この3年間については徐々に赤字になってきたと。それ以前につきましては、相当利用も増えまして、相当利益もあったわけですがけれども、この過去3年につきましては、現在赤字の傾向になっているということでございます。

日向のほうといたしましても、ここについては一生懸命努力をしながらやってきたわけですがけれども、例えば、軽油の燃料高ですとか、あるいはサービス面も一緒に頑張る中で、経費の節減もしながら頑張ってきたわけですがけれども、なかなかここ3年間こういったような状況で赤字になってきているというのが現状でございます。

副委員長（平野洋一君） 相山経済部長。

経済部長（相山佳則君） 日向温泉につきましては、平成16年度までは、それぞれ平均でありますけれども年間100万円ぐらいの黒字が出ているということで、指定管理になる前年の平成17年から、今お話にあったような赤字の状況に陥ったということでございます。

その原因につきましては、今課長から申し上げましたとおり、国内の経済が好調といいますか堅調だったときには、ある程度年間通して湯治客が冬場来ていただいた、あるいはスキー合宿もあった、あるいは公共工事もそれほど額が落ちない時期には、実際この地域に、例えば上川の北部地域に工事に入られた方々が日向で宿泊していただくといったこともかなりあって、毎年安定した入り込みが見込めたということでもありますけれども、現在の経済状況の中で、そういった方々も相当数減ってきて今日の状況になっているということでございます。

それで、ただ、今の経済情勢だから年間そのぐらいの赤字出ても仕方ないなということは、指定管理先の農協にしても、私どもにしても、決して思っているわけではございませんで、何とかこの改善すべく毎年話を進めております。経費節減というようなことで、施設の、例えば傷んだ畳等については、遊休施設となったほかの施設から買い入れしたといったようなことで経費の節減抑えていますけれども、そういったことにも限界があるということでありまして、今、今後どうしていくかということについては、一つ施設の老朽化という問題もあるんですけれども。

温泉はいやしの場合として人気あるわけですが、温泉だけでは入り込みを確保できないという状況があるとすれば、あそこの日向地区といいますか、多寄地区全体のゾーンの中で、公認コースのパークゴルフ場ですとか、あるいは森林公園、これはいろいろな野鳥が来てバードウォッチングというようなことで、ひそかなといいますか、そういった人気のスポットでもありますので、巣箱を設置するなどして、より多くの方にそこで楽しんでいただけるというような手だてを全体的に立てて、入り込みを図っていきたいということで、今指定管理先の農協さんともいろいろな手だてを打ち合わせさせていただいているという状況であります。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 平成16年度まで100万円前後の黒字でこう来たと言うんだけれども、それらの黒字についてはどの程度今ストックされているんでしょうか。

副委員長（平野洋一君） 秋山課長。

農林振興課長（秋山照雄君） 平成20年度末で、通算で1,616万2,948円の利益を計上しております。

副委員長（平野洋一君） 相山経済部長。

経済部長（相山佳則君） 先ほどの、平成16年度まではそれぞれ黒字を上げてきたということで、利益積立金、内部留保金が一番多い年で2,600万円ぐらいあったんですけれども、今ここ数年赤字だということで、そういったものを取り崩して経営の収支のバランスを図っているということで、今現在1,600万円ぐらいということでございます。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そうすると、今この赤字、これ3つ足すということでしょう、赤字というのは。だから1,000万円以上なりますよね。そうすると、その1,600万円余りの積立金から、これは差っ引いてちょんにしてくれるということなんですか。

副委員長（平野洋一君） 相山経済部長。

経済部長（相山佳則君） 内部留保が2,600万円あったのは最高だったんですけども、その後、年間300何がしという赤字が出てきていますので、そういったものを埋めてきた結果が、今平成20年度終わって、残念ながら平成20年度も赤字の見込みでありますので、埋めた結果が1,600万円になるという……

（「そうしたら、これゼロ……」の声あり）

ええ、1,000万円を埋めて、2,600万円からあったその内部留保が今1,600万円ぐらいになったということです。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それがあったから埋められてきたんだけど、1,000万円以上の、3年間で出ているわけですね。平成21年度もそういう意味からいくと、そんなに景気が好転するわけでもないし、やっぱり利用者の懐というのは締まってくると思うんです。ここで、今部長がおっしゃったような努力もしていくと、鳥の写真飾ったり、カブトムシも放してみるのがどうか知らんけれども、そういういろんなことをやってみないと、その努力は努力としてやっぱりしていただきたいけれども、しかし、農協だって、それはあるうちはいいいけれども、だんだんなくなっていくふうになってきますと、農協が手放すということだってあると思うんです。

これ、総合計画では日向の温泉の改築というのはいつごろ、大体どのぐらいの費用でやるという考えでいたのか、これちょっと明らかにしていただきたいのと、それから、同時に、私は日向温泉の改築もどの程度の改築をするのかということも、やっぱり経営の採算が合っていくようなそういうものを真剣に考えて改築していかないと、単に総合計画にのっているからやればいいんだというそういうことではなくて、見通しも含めて、だって、つくったが赤字でその補てんに追われるなんていうそんな施設運営を自治体としてすべきでない。温泉だって剣淵があり、あるいは美乃湯があり、翠月がある、翠月は温泉でないけれども、というようなこともあるわけですね。

それから、もう一つは、日向の温泉にバスを入れていますよね。これだって、市の新たな持ち出しをしていると思うんですよ。この日向温泉にはスキー場のこともあるけれども、日向温泉に行っているバス、これはバス代として幾ら払っているんでしょうか。日向温泉がなければ冬のスキー客ぐらいで済むんだけれども、やっぱりそれらのお金も払っていて、市の持ち出しになっていると思うんですけども、これらは幾らなんでしょう。

副委員長（平野洋一君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君） 今、日向温泉の関係の中で、確かにここ数年赤字が出てきたと、それは

先ほど経済部長のほうから申し上げましたけれども、それまで利益があったということで、農協側としても、すぐこういう状況で赤字になったから、利益を持っている範囲内の考え方でいくと、これは一定補てんをしながら今までやってきた経過もありますから、そういう方向で進めていきたいということで今日まで来ているわけですけれども、現実的に、ここ4年連続赤字ということになって、せっかく持っていた企業努力をして積み立てた利益がただこのために消費されていくということになりますと、いつまでも今お話ありましたように、農協自体でこの施設はやっていけないということにもつながります。

そういったことを含めて、その大きな要因というのはやっぱりあの施設の老朽化、それと、宿泊なんかについてもやっぱり効率が悪いと、個室がないというようなことも含めて、これも全面的に改築することによって収支改善につなげていくというような考え方に沿って、総合計画の中でも平成22年来年の計画の中で改築をするということで、事業費についてはおよそ3億5,000万円ということで予定をいたしているわけでありましてけれども、今話ありましたように、本当にそれだけで改善できるのかどうかということについては十分引き続き、仮に農協にお願いをするとしてもその辺のことを勘案して検討しなければならないだろうということで、今農協さんと話しているのは、本当にどういう形がいいのか、実際に本当にそれは存続も含めてやっぱり考えていかなければならないだろうということも、やっぱり十分検討の視野に入れていかなければならない。それと、今バスの話ではありませんけれども、およそ700万円あそこにかかっているわけですから、そんなことも含めて総体的に。

それと、日向温泉というのは多寄地区の住民にとりましては大変重たい施設でもあるわけがあります。重たいというのは、あることがやっぱり地域のためにも極めて活性化なりにつながっているという施設でもありますので、簡単に赤字になるから果たしてやめてもいいのかということもございますので、十分それらについては検討をこれから加えていきたいということで、平成22年度にそういう計画も持っておりますので、新年度についてはそういったものも含めて十分検討して一定の方向性を出してまいりたい、そのように考えておりますので御理解いただきたいと思います。

副委員長（平野洋一君） 田菟子市長。

市長（田菟子 進君） 大半については、今相山副市長から申し上げたとおりでありますけれども、私も下土別ということで多寄の皆さんと隣接をしているので、いつも言われておりますけれども、あそこを何とか一日も早くしてほしいということと、それから、今まだ残っているうちに、しっかりとした剰余がある中でやっぱりはっきり構想すべきじゃないか。その場合に、私はいつも言ってきたことは、日向温泉の建物だけに目を向けて発想するのでは、私は本当にあそこは生きてくるものになるんだろうかどうかということで、日向の自然公園といいますか、森林といいますか、あのような環境の落ち着いた施設とその中にある日向温泉と、そして、あそこは雪解けがほかのスキー場から見たらかなり遅いんです。そういうものと兼ね合わせて、全体的なものを複眼で構想していくと、おもしろい考えが出てくるんじゃないだろうかと。そ

れがなかったら、ただあそこに温泉だけに何かをするというのでは、依然として斜陽になっていくようなものになっては困るのではないか、そんなことを思っていました。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 次に、森林行政について簡単に質問していきたいと思うんです。

森林整備の地域活動支援事業については、この間、国のいわば支援もあって一定の取り組みは行われてきたんですけれども、この取り組みと、これは主に個人の山というか民有林ですよね、やられたんですけども、この前期の交付金は5カ年計画で、あるいは後期に今入っているんですけども、これは大体予算がどのくらい使われて、そして、これの成果はどういうことだったのか。簡単に答弁を求めておきたいと思うんです。

副委員長（平野洋一君） 武田農林振興課主幹。

農林振興課主幹（武田泰和君） まず、交付金制度であります。平成14年から平成18年度までが5カ年間、これが前期対策ということで、こちらのほうの実際使われた事業の実績といたしましては、5カ年間で1億5,880万円を交付をいたしたところであります。その内容といたしましては、事業費として7,800万円ほど、それから事務費が全体事業費の1割ということで1,583万円ほど、それから交付金の残につきましては、前期対策におきましては、事業を行い、その中で残金が出た場合ということで6,400万円ほど個人の所有者の方に配分をして終わったところであります。

取り組みの内容につきましては現況調査ということで、こちらにつきましては、約6,100ヘクタールの全体の積算面積のうち4,400ヘクタールの面積について、施業に当たる現地の境界ですとか、あとくい打ちですとか、そういったことを行ったところであります。それに伴って、そのくい打ちとかの明確化作業、こちらの明確化作業につきましても、全体3,200ヘクタールのうち全体の28%程度の906ヘクタールを実施したところであります。更には、歩道等の整備ということで、その延長29キロメートルを実施いたしたところでありまして、前期におきましては、この民間の森林所有者の方々、これにつきましては、約620名の方々がこの交付金の制度を活用してこれらの作業を実施をされたところであります。

それで、次の現在の対策、こちらにつきましては平成19年からまた5カ年ということで、ちょうど19年、20年と今2年目がたとうとしているわけでありまして、平成19年度におきましては、現在の対策が示された時期が平成19年度入ってからちょっと遅くの取り組みということもありまして、約840名の森林所有者の方々の3,410ヘクタールが積算の当初対象ということで行っておりましたが、取り組み期間がもう秋、雪も降る時期間近になったということで、このうち430名の1,550ヘクタールの森林において施業実施区域の明確化作業が取り組まれ、平成19年度は775万4,000円ほど交付をいたしたところであります。

そして、更に本年度、こちらにつきましては、年度当初、先ほどこの前でお話しました3,410ヘクタールを対象ということで、平成20年度当初から予定をいたしておりましたが、この交付金に取り組む森林所有者の方々につきましては、交付の要件であります森林施業計画、

こちらの施業計画というのは、森林所有者の方が5年ごとに個人の山を保育であるとか間伐であるとかそういった施業をみずから実施の計画を立てると、それが平成20年の5月にその時期が到来するというので、本年度20年度入りまして実際5年ごとの施業計画を組み直したところ、その参加者が現在590名ほどになりまして、その方々の積算基礎森林2,900ヘクタールの森林において、本年度においても区域の明確化作業を中心といたしまして約1,450万円の事業で取り組まれたところであります。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 国有林野事業なんだけれども、営林署は今度独立行政法人になるということでは言われているんだけれども、これはどういうふうに変わっていくのか。そして、この地域の国有林に対する影響はどのようなものになっていくのか。この点つかんでいけば教えていただきたい。

副委員長（平野洋一君） 武田主幹。

農林振興課主幹（武田泰和君） ただいまお尋ねがありました国有林野事業の改革についてであります。こちらの内容につきましては、現在国有林野事業として実施されております国の国有林野の管理保全、更には治山事業、保安林、そして人工林の整備や木材の販売といった事業が現在国有林野の特別会計により行われていると。これらを、この改革の概要といたしましては、効率的な管理運営であるとか、また予算の透明性を図るといった観点から、平成22年をめぐりに今特別会計を廃止して、そのものを一般会計に統合することとして、そして、また更にはその統合する中において、国の国有林野の中の一部の事業を新たな独立行政法人のほうに移行するという内容となるとお聞きしております。

この中で、特に国民の安全や安心にかかわる治山事業であるとか保安林、それから天然林の管理といったそういった部分につきましては、現在国のこの改革の中身におきましては、一般会計において直轄で実施をするということで改革の中身はお聞きしておりますが、ただし、この中で、先ほど一部独立行政法人での管理という中身については間伐等の人工的な山の整備、更にはそこで間伐で出た木材の販売とこういったものを独立行政法人において移行するという内容で、こちらの内容につきましても、昨年12月に行われた国有林野の市町村長を集めた会議の中で示されているもので、現在その部分で改革の内容ということでつかんでいるところでございます。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 土別には、国有林、道有林、市有林、それから民有林は相当不在地主がいると思うんだけれども、この民有林の不在地主の数と、それから持っている面積、これらについてはどんな働きかけをしているのか、この点を明らかにしていただきたいのと、特に、地球の温暖化の防止の面では森林の果たす役割は非常に大きいと言われているけれども、そういうものに向かってこの土別の、あるいは土別の森林組合、地域でもいいけれども、国有林から道有林、市有林、民有林、全体の山というものの方向、これをどのようにしていこうとしている

のか。こういう計画がきちんと立てられているのかどうか。この点についてどうお考えになっているのか、この際承っておきたいと思うんです。

副委員長（平野洋一君） 武田主幹。

農林振興課主幹（武田泰和君） まず、森林の面積あるいはその所有者の人数ということで、特にその中で国有林、道有林、市有林とありまして、特にその民有林の中の私の森林の部分でございますが、こちらの面積につきましては1万2,428ヘクタールが私が所有する山であります。これは、土別市内の森林面積の約15%と。それで、その中で土別市以外の所有者の方、こちらのほうが、全体では所有者の方が518名ということで森林調査で押さえております。こちらにつきましても、土別市の民有林全体の部分1,550名のうち518名ということで、そちらの518名の方々の所有している森林というのが5,260ヘクタール、先ほどの1万2,428ヘクタールに対して5,260ヘクタールが土別以外の所有者ということであります。

それで、こういった方々へのいろんな森林の施業の参加ですとか、そういった整備に係るいろんな対応ということでございますが、まず、毎年市と森林組合と協力をいたしまして、特に旭川近郊の部分の市町村にお住まいの所有者の方々に御案内をする中で、森林の整備への参加、あるいは今現在だと保育ですとか間伐、そして、例えば、あなたがお持ちの森林をどういうふうに活用されたいかですとか、そういったさまざま相談をまず実施をいたしているところであります。

それから、更に民有林ということで、森林組合におきましては、独自に道内外への所有者への積極的な働きかけもされているというふうにお伺いしておりまして、例えば、道外におきましては全体的な森林の会議等で、そういったところで集まった際に所有者の方々にもそちらの会場に来ていただいて個別の相談を受けたり、更には個人の道外の方であっても個人の方のほうに訪問をいたしまして、そういった森林の整備をされるような御相談をされているということでもあります。

そして、更にこういった方々の、先ほど当初の森林交付金の制度でありますけれども、こちらの方につきましても、今現在平成20年度の取り組みの中では590名の方が参加をされておりますが、この方々につきましても、市内の方はもちろんのこと、市外の道内にお住まいの方々、更には道外の方も参加をされて、そういう中で交付金を活用して、更にはその後に保育ですとか間伐等の事業に参加をしていただけるような形で鋭意努力しているところであります。

副委員長（平野洋一君） 秋山課長。

農林振興課長（秋山照雄君） 今後の森林の方向ということでございますけれども、森林を育てて将来に引き継いでいくということは極めて重要というふうに考えております。これは、ただ、単費でこういったことをやっていくというのはなかなか難しいわけですが、本市におきましては市有林だとか民有林、こういった植林間伐、伐採も含めて、こういった制限に当たりましては、国だとかあるいは道の各種の事業を積極的に取り組む中で、この1次産業の活力を引き出して雇用の安定にもつなげていきたいということが将来に向けての方向だというふうに

考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 具体的な計画やなんかはどうしているんでしょうか。

副委員長（平野洋一君） 相山部長。

経済部長（相山佳則君） 山の今後の方向性ということでありますけれども、国有林、道有林、市有林、そして私有林ございますけれども、今、京都議定書の議決にもありますように、この地球環境に果たす役割は森林に期待するところが大きいということがございまして、国の事業、道の事業についても、森林の整備に関しては強化されているという状況でございます。

今、課長申し上げましたように、森林の整備ということになりますと、地ならしして植林して、そして間伐して、あとは50年、60年とたったときに伐採するということ、長期にわたっての期間になりますし、それぞれの費用もかかるということで、そのときの材価の状況によってはなかなか手が回りにくいという面もあります。ここ数年は道内材も堅調な価格で来たわけでありますけれども、今の経済不況化の中で、特に製造業の梱包材だとかそういったところ、あるいは、このところ住宅の建築件数の落ち込みというようなことがありまして、その年その年によっていろいろ森林を管理するための売り払いから含めて全体の状況は変わってくるわけでありますけれども、市としても、ただいま言いましたように、森林管理といいますと長いスパンになりますので、とりあえず10年ごとの山をどのように管理するかといったような管理計画もされてありますし、道有林、国有林についても同様の計画立てられてありますので、そういった全体の森林管理者との協議を日ごろから密にしながら適正な管理に努めてまいりたいというふうに考えてあります。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 次に、朝日のサンライズホールについてお尋ねしたいと思ひます。

きのうも同僚委員が質問いたしてありましたが、1億5,000万円ほどのお金をかけて屋根の改修あるいは壁の改修、こういったものをやるんだとこう言っているんだけれども、1つは、14~15年たっているんでしょうけれども、この雨漏りは5年ほど前からだと言われているんだけれども、これの原因は一体何か。屋根は大体10年で寿命なんですよなんていうようなことを言う人がいるけれども、私の家なんかもう大分たっているけれども、まだまだ寿命をもたせなければならぬ。結局、公共事業で屋根が10年の寿命だなんていうようなことを言うこと自体、私は不規則な発言だと言わざるを得ない。結局は、こういう積雪の、あるいは氷が、雪庇がつく、こういうところに、やはりあのホールを建てる建て方に問題があったからこんなに早く、10年たってからもう雨漏りがするようになった、こう思うんだけれども、その原因についてどう判断をされていらっしゃるんでしょうか。

副委員長（平野洋一君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君） お答えいたします。

建設当初の流れにつきましては、ちょっと合併前の朝日町での竣工ということになってござ

いまして、合併以後についての部分でしか私どもは把握をしていないところでございますけれども、形としては、状況を見ますと非常に意匠的に複雑な形状であったということと、屋根から屋根への落雪が起きているといったような形状でございまして、設計上の瑕疵とまではいかないまでも、寒冷地あるいは多雪地域にふさわしいといったところまでの建物ではなかったのではないかなといった意味で、多少、その選定に経過等についてはちょっと把握をしてございませんけれども、そういった原因の多くは設計の部分にもあったのではないかというふうに考えているところでございます。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 結局、今氷だとか雪の問題言われたけれども、朝日の支所長に何うけれども、朝日としては何が原因だと考えているのか。それから、そんなに雪がたまっているのであれば、手で除雪をするとか、氷を小まめに落とすとか、そういう管理を怠ってきたのが大きな原因にもなっているのではないか。どんな管理をなさってきたのでしょうか。

副委員長（平野洋一君） 城守朝日総合支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君） お答えをいたします。

管理が悪かったんじゃないかというような今御指摘でございまして、この建物につきましては、建設当初コンペというような方式の中で、確か5社だったと思うんですけども、その中から技術提案をいただきまして、一定程度の専門、大学の先生も入ったような中で、この建物を選定した中で決定した状況がございまして。

そんな中で、管理の部分につきましては、今の齊藤委員おっしゃるとおり、屋根の雪おろし等が足りなかったんじゃないかというような御指摘でございまして、これは、設計の段階ではそういった氷がついたりだとかならないというふうな話を聞いてございました。ただ、現実的には雪庇ができ、また氷ができ、それが落雪するというような形の中で屋根の傷みができたとというような部分もあります。これを人的な部分で落とせたかというようなことでいきますと、ああいった高所の部分でございまして、非常に人的に氷を落とす作業というのはなかなか難しいというような形の中で、落ちてくる部分を保護するような手当てを行ってまいりましたが、それらが十分に機能しなかったというようなこともあるかと思っております。

そんなことで、管理の部分につきましては、やれることはやってきた中でこういった状況に至ったというようなことでございまして。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 今度は、あさひサンライズホールの改修、これは公募の方式でやるというふうになって、業者も決まったとこう言われているんだけど、これまで土別市として、あるいは旧朝日町もそうだけれども、こういう方式で改修をやったという例はあるのでしょうか。

副委員長（平野洋一君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 朝日地区も含めまして、市の建物についてのこういった公募によ

る改修事業というものは初めての取り組みとなったところでございます。

以上です。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それで、結局、公募というのはきのうもおっしゃっていたけれども、今度は二度とこんなことが、屋根の雪ですよ、どういうふう募集をされたんでしょうか。募集の仕方、それから選定は選定委員会で行ったようだけれども、選定委員会というのはどういうふうにつくられて、選定委員会に専門家も入って行われたのか、ここの経過についてもう少し詳しくお知らせをしていただきたいと思いますと思うんです。

副委員長（平野洋一君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 公募を行った際の経過につきましては、特にこのサンライズホールを将来にわたってきちり維持保全をしていくといった観点で、落雪や落水によって損傷を起こさせないような注意を払ったとともに、求めている点につきましては、外壁の亀裂を発生させないような工法での補修、あるいは今後とも維持管理の手間が少なく済むような改修の方法、それから、今後の単年度の改修に加えまして、将来的にこういった維持保全の検討をしていくかというような提案も含めて、それから、改修の実施に当たっては使用していく施設でございますので、休館というものをなるべく少なくして使用不能の期間を最小限にしていくといったこと、それから、音楽関係の文化の殿堂といったようなこともございますので、音響効果に対しての影響を与えないといった、このような観点のもとに、この施設改善に向けて民間企業の持つノウハウを公募して、この改修に当たっていきたいということで行ってきました。

それから、選定委員会の関係につきましては、12月の末にこの公募を始めるといったようなスケジュールの中で、2月20日までの募集でございましたけれども、その後に決定をしていくのにも期間も非常になかったということで、外部委員等は特に選定をいたしておりませんで、庁内委員でもって、この選定委員会を組織したところでございます。

以上です。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） その提案の中から特に今度のやつを選んだというのは、ほかの提案はどんな提案であって、今度の提案方式をこれが一番いいというふうにしたのは、前の2つのためだったやつと違いますか、それはどんなような提案だったんでしょう。

副委員長（平野洋一君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 今委員おっしゃいましたように3社から、3グループといたしますが、提案がございました。その中の今回の提案を選定した理由につきましては、問題となっておりますステージ上の一番高い屋根がかまぼこ形になっているわけですけれども、その屋根を鉄骨で置き屋根としているところでございますが、それを丸くなっているところを撤去して、新たに陸屋根と申します平らな屋上の防水になりまして雪を落とさないといった形にいたすといった提案でございまして、屋根につきましては、もう1社同じように丈夫な陸屋根にす

るという提案もございましたけれども、そちらはコンクリートを打設して屋上防水をするということで、構造補強が必要になってくるといったような欠点がございましたので、その一部は使えなかったと。

それから、もう1社につきましては、その屋根は特に平らにしないで落雪はさせまして、その落雪があっても傷めないような、壁にプレートを張るとか、あるいは屋上の平らな部分にすのこを張るとかといったような、若干簡易な改修方法であったという点がありました。

それから、提案の部分の選定した外壁の改修につきましては、選定されなかった会社につきましては、今の撤去して張りかえるといったような部分、それから、撤去もできるだけ少なくいたしまして単純な塗装等の補修で行うといった提案でございましたけれども、選定いたしました提案につきましては、今の外断熱プラスチック張りの上に新たに金属板をウレタンを吹きつけをして、更に断熱材を補強しながら、鉄板の外壁材といいますか、そういったもので覆うという方法でございまして、将来的にもコーキング等が必要にならないということで維持保全も確かでないかと、このようなことで判定をしたところでございます。

以上です。

副委員長（平野洋一君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） そうすると、簡単に言えば無落雪と言われる方式だけれども、そうすると、その屋根の上といいますか、それはもう雪が落ちてこない設計になる、あるいは解けて流れるといいますか落ちてくるという。そうすると、電線だとか熱線みたいなものもつけるというふうになるわけですか。

副委員長（平野洋一君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 現在まだそこまでの詳細は仕上がってございませんけれども、寒冷地でございますので、今委員のお話のとおり、屋上の雪を落とすことなく解けるまで待つて、解けた水はドレーンを伝って排水に流れていくというような方式になる予定でございまして、電熱線等も考慮しなければならないというふうに考えております。

それから、排水管の位置についても、ホールの性格上、水の流れる音が響き渡らないような、遮断するような遮音も含めて検討してまいりたいというように思っております。

以上です。

副委員長（平野洋一君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それから、市のほうで予定価格といいますか、大体1億5,000万円というのはばっとう出てきたんだけれども、そういう予定価格を1億5,000万円というふうにお出しになったのはどんな見積もりをやったものなんでしょうか。

副委員長（平野洋一君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 私どものほうでの試算につきましては、屋根及び外壁について詳細に積み上げた部分ではございませんけれども、おおむね概算での計算をいたしまして、面積等で平米単価等を掛けまして算出をした結果となっております。やり方についてはいろいろと

あったわけですが、単純な補修であればもっと安くなるかというふうに思ったわけですが、大規模な部分ということで1億5,000万円を計上したところでございます。

以上です。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） きのうちも出ていましたけれども、今のお話では大ざっぱだと、2億円と言えば2億円だと、1億5,000万円と言えば1億5,000万円かと、簡単に言えばそんなような決め方というか見積もりの仕方のように聞こえてならない。だから、いろいろと見積もりをずっと細かい数字を出してみたら1億5,000万円を上回っていく、そういうふうになってきやしないかと。

だから、私はやはり、これからしていくこれも随契でしょう、その業者に。入札に付すわけじゃないとこう聞いているわけだから。そうだよ、予定した業者がその人がやるんだから。そうしますと、1億5,000万円が2億円になったり、そういうようなことにはならないという、そのところはきっちりそういうふうにはやはり1億5,000万円の範囲に、1億4,700万円と言っていましたけれども、その範囲でやるというふうには押さえていいのか。そうすべきだと私も思うし。それで、入札がかかるわけだから、これは議会にかけると思うんですよね。これはいつごろかけるのかということと、それから、あそこは年間どのくらい開館されて利用されているのか、その利用に支障を来さないのかどうか、そこら辺はどんなふうにお考えになっているのでしょうか。その開館状況とホールの利用状況含めて、どういうふうにお考えになっているのでしょうか。

副委員長（平野洋一君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） まず、工事費の部分でございますけれども、私どものほうでは概算で算出をいたしまして、この技術提案をいただいたときにも、提案者のほうからも改めて提案者の立場で工事費の概算算出をいただいております。

その中身については、ステージの屋根形状であれば1,590万円、外壁のパネル化と、それからガルバリウム鋼板を施工するに当たっては7,170万円、それから、屋上のステンレス防水の変更する部分もございまして、それは810万円、ウレタン防水で680万円といった形で、具体的に積み上げた結果が1億4,800万円ということになっておりまして、これを更にこの後、昨日の菅原委員の御質問にもお答えしましたとおり、詳細な部分については詰めて設計をいたしまして、その上で見積もりを徴して契約にいたしたいというふうに思っているところでございまして、決して1億5,000万円を大幅に超えるようなことはないというふうに現在も判断をしているところでございます。

それから、議決の関係につきましては、今現在のこの本設計金額が、言ってみれば予定価格でございますけれども、1億5,000万円になるかならないかで議決が必要かどうかという判断になりますので、その1億5,000万円を超えた場合においては、今議会では難しいところもございまして、1億5,000万円以下であれば議決の必要がございませんので、それはちょっと

今即座に判断はできない状態となっております。

それから、改修工事を実施するに当たりましては、当然決められておりますスケジュールもございますので、開館あるいは公演等の支障とならないように、十分な調整をしながら改修に当たってまいりたいということで、若干の工事の工期については余裕を持たせなければならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

副委員長（平野洋一君） 漢地域教育課主幹。

地域教育課主幹（漢 幸雄君） 現在のサンライズホールの稼働率、利用状況について御説明を申し上げます。

当施設におきましては、休館日というものが、条例上の定めでは年末年始に係ります6日間のみでございます。したがって、使用申請がございましたらば、年間最大で360日近く使える施設でございます。

現実には、ここ数年来の稼働率が50%を上回っております。単純計算いたしますと、360日近く使える日程の中、ただ、メンテナンス日程等で使えない日は分母から外す計算になりますが、おおむね360日近い日数のうちの半分以上が舞台を使う日程となっております。

ただ、これらの使用につきましては、すべてが当然本番日ということではございませんので、通常のけいこですとかリハーサル等での利用を含めてということでの稼働率となっております。

副委員長（平野洋一君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それで、その音響の関係で、壁なんかいじると、どんないじり方をすると音響に影響があると言われているんだけど、それはどういうふうに音響なんていうものは変わるものなのか。そして、その音響はこう変わったというふうに科学的に証明されるものなのかどうか、この点はいかがでしょう。

副委員長（平野洋一君） 漢主幹。

地域教育課主幹（漢 幸雄君） 建築音響につきましては、私専門ではございませんが、全国の公共ホール等の実情等をもとにお話をさせていただきたいと思います。

あさひサンライズホールにつきましては、建築音響、この建物の部屋の中の響きですとか壁の遮音性能等につきましては、実施設計時にまず一度シミュレーションをかけて、材質、工法等について決定をされております。その後、その理論値と施工方法、施工資材等に基づきまして施工いたしまして、完成時、当時完成は平成6年の1月だったものですから、雪が解けまして春に一度実測をいたしてございます。それがシミュレーションとどのように誤差があって、どのように違いがあってというのは科学的な音響データとして、ルームアコースティックスのデータとしてこちらのほうに残ってございます。

それから、もう1点、ちょっと今手元に資料がないのではっきりは申しませんが、1年～2年経過しまして、建築の材が安定した時点で同様の測定を再度行っております。

そこで、その経年によってどの程度音が変わっているのか、変化しているのか、性能が落ち

ているのか、落ちていないのかというのは測定をいたしておりまして、当時やりましたのが、まず遮音性能、壁を通して外と内側との音の伝わり方、漏れ方の状況。あとルームアコースティックス、室内音響のデータ、このようにマイクも何も使わないで例えば音を出したときに、どのような周波数帯で、どのような音圧レベルが、どのような面積で分布しているか。それと、もう一つは反射性能、真ん中から出した音が皆様の客席のほうに届くときに、1回目のはね返りはどこの壁で、どういうふうになって、何秒おくれて、どういうふうに届くと、その結果、人間の耳にはどのように感じられるはずだというような、主に3点を中心にしたシミュレーションと測定結果をいたしておりまして、それらについては、当然サンライズホールのほうで保存しておりますので、今回そのような測定をなされれば、同じ測定方法、基準測定を行えば比較することは可能というふうに考えます。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そのホールの部分というのは、相当その壁なんていうのは、その点では相当改修するようになるんじゃないでしょうか。そこら辺もよく音響の問題なんかも言われていますから、よくやっぱり点検もしながら、検査もしながらやられるということが必要だと思うんだけど、この点はどうですか。

副委員長（平野洋一君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 今回のその提案の部分では、ホールの中の内装を全面的に改修するといったような提案にはなってございまして、同じ材質で、現在あるものを劣化した部分だけ部分的に行くと、内装についてはそういった考えを持っておりますので、外壁のカバーする鉄板によって今後その音響シミュレーションがどういうふうになるかということを含めて、今回の設計時点と、それから改修後にもそういった測定を行うようになっているところでございます。

以上です。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 自主企画委員会について、もう時間も余りありませんけれども、ちょっと簡単にお伺いしたいと思うんですけども。

これは、自主企画委員会というのは何人で構成されていて、どういう人たちがこれに加わっているのか、この点はいかがでしょう。

副委員長（平野洋一君） 漢主幹。

地域教育課主幹（漢 幸雄君） サンライズホール自主企画委員会という任意団体について御説明をさせていただきます。

平成6年に朝日町サンライズホールがオープンするに当たりまして、自主事業をどのように展開するかということ、当時の理事者、議会、担当関係等で協議をいたしましてつくり上げた任意団体でございます。現在はいいかと思いますか、もともとこれに関しましては担当セクション、この建物と事業を担当いたしますセクション、現段階で申しますと、教育委員会地域教育課と

ということになるのですが、地域教育課職員及び市民の一部が入っております。

規約上で申しますと、館長職の者が代表に当たりまして、事業担当の主幹職が事務局を充て職という形で実際には動きます。市民の方も入っていただいておりますが、人数のほうは現在9名でございます。職員が多いときには当然人数も多くなるんですが、人事異動等がございましたら減ることもございます。

従前は朝日町民の方も数名入っていらっしゃったりしたんですが、年間に抱えております事業量がかなりございます。これらにしょっちゅうかかわって出てきていただいて、打ち合わせをして、実際当日、現場といいますか公演等にかかわるとなると、これはもうかなりの日数を割かなければならないということで、御遠慮したいということで実際に抜けていかれて、現在は1名だけが入っております、活発に運営をしているような状態になっております。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 360日の開館で180日ぐらい、約半分がけいこでありますとかいろんなことにも利用されているということで、更にまた、今お話あったのは、市民の方々が企画委員会に参加しても年間相当な日数が割かれると、それで、そういう忙しいところにはなかなか参加してくれないというお話だけれども、市の職員がこの自主企画委員会に携わる時間とか日数とかというのは大体どのぐらいなんですか。平日の勤務時間で大体どれぐらい、それから、勤務時間以外でもいろんな公演でありますとか参加したりして、きのう、おとといだかも演劇やられましたけれども、そういう準備だとかさまざまなことがかかると思うんだけど、その職員の方たちが携わる時間というのは大体どのぐらいなんでしょう。

副委員長（平野洋一君） 漢主幹。

地域教育課主幹（漢 幸雄君） 厳密に手元に資料がございませんので、細かい数字が余り言えませんけれども、このサンライズホール自主企画委員会という組織でもって自主事業を運営しているということになっております。ただ、ここに会員になっておりますのは担当職員でございます。ですので、本業として、職員としての業務として事実上は携わっておりますので、通常の勤務体制で職務命令の範疇の仕事時間は職務としてかかわっております。ですから、ただ、年間を通しまして、この自主事業を行う上でいろいろな研修機会、または、ちょっと100%自主事業ではないけれども仕事100%ではない、微妙なところでの研修機会等もございまして、それらにつきましては休暇をとる等の扱いをしておりますが、原則として、自主企画を行うことは市の仕事でございますので、職員としての勤務時間の状況そのままというふうに御理解をいただきたいと思っております。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） この地域教育課というのはあれですか、自主企画に職務として当たっているということと、ほかに公民館だとか図書室なんかもあったりしましたけれども、ほかにどんな仕事を地域教育課としてはやっておりますか。

副委員長（平野洋一君） 深川地域教育課長。

地域教育課長（深川雅宏君） お答えいたします。

地域教育課の職員は、現在私を含めて9名いますけれども、主に芸術文化の担当する職員と、あとスポーツの担当する職員、あとまた研修センターの管理人もごにいますので、研修センターの管理に1名、あとスポーツ関係の職員2名を除きますと6名になるわけですがけれども、この6名の中で社会教育関係、生涯学習関係の公民館、あとは公民館図書室、あと郷土資料室等の各種の社会教育関係の施設の管理運営をしております。

以上です。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） この自主企画事業についてはやはり相当な予算も使われたり、それから、いろんな補助事業にもものせて一生懸命やっておられるんだけれども、1つは、よく市民から聞くのは、それだけの予算出されて、あそこはサンライズホールも立派なものもあるし、安く観られる。そういうことが言われて、そして、出していただいた資料を見せていただいても、どういところから鑑賞に来たりなんかするんだらうというふうに見ますと、朝日町内では27.5%と書かれております。それから、土別市、これは土別市と上土別合わせますと34.3%、これは旧土別から行っている人たちが一番多いことを見ても市民に喜ばれている。

しかし、聞こえてくる声は300席しかない。やっぱりいいものというのは、安く観れるし、券を買おうと思ったらもう売り切れましたと。だから、できればそういうものなんかは広い土別のこっこのほうでもできないものかというような意見も聞かされるんだけれども、この点はどうお考えかということ。

それから、サンライズホールの友の会というのがございますよね。この友の会の登録されている人たちは、土別の市内外で696名の方が友の会として登録されていると。そうすると、土別市民が優先ではなくて、友の会が優先されてこの券が売られていったりするというふうになりますと、友の会入っていない市民の人たち、やっぱり宣伝も行き届いていたりして、いいものが安いというふうになりますとやはり瞬く間に広がって、発売日来たらその日のうちにもう売ってしまうなんていう事態で、そういうところの改善がやっぱりなされないものかというようなお話も聞くんだけれども、この点はどんなふうにお考えでしょうか。

副委員長（平野洋一君） 漢主幹。

地域教育課主幹（漢 幸雄君） 先に友の会のほうのお話をさせていただきたいと思います。

友の会組織というのは、平成6年に立ち上がったサンライズホールが4年目ぐらいにつくり上げたホールメイト組織でございます。それが現在も続いております。この組織には、旧朝日地区の住民の方は登録ができないことになっております。

と申しますのは、今委員御指摘のように、地元優先ということは、実は朝日町サンライズホールは過去一度もいたしておりません。広く地域皆様にかわいがっていただくということで、朝日町にはありましたけれども、朝日町民優先という事業は1本も組んだことはございません。それでも、やはり朝日町にはポスターもいっぱい張ってあります、販売所もございます、チラ

シも間違いなく折り込まれます、回覧も回りますということです、朝日町民の方は事業の内容を知り得る機会が多い、また、買いに行くのも歩いていけるとところに券売取り扱いをしている場所があるということで、町外の方のみでの組織として本来立ち上げたものでございます。

合併後、それをいまだに変えてはおりません。ただ、御指摘のとおり、旧士別市民の皆様は開館当時から数多くお越しをいただいております。ですので、登録は当然かなりの数が旧士別市民の方が入っております。それらの方、友の会の方が優先かと申しますと決してそういうことはございません。先般は、逆に友の会の旭川の会員の方からちょっとクレームがつかまして、いつも発売日ぎりぎりにならないと連絡をよこさないのはいかがなものかと御指摘をいただきましたが、あえてそうさせていただいております。

合併後は新聞への広告、これは地元2紙に名寄新聞を加えた3紙、場合によりましては北海道新聞、あと、市内の回覧、広報、新聞折り込みで、新聞折り込みは合併後のみといたしますか、合併後になって士別全域を対象にいたしております。それ以前は、旧士別の皆様は友の会にお入りいただくか、ポスターをごらんいただくか、もしくは新聞広告をごらんいただくかという方法しかなかったんですが、すべての公演ではございませんが、士別市民の皆様にもお越しいただきたい、御了知いただきたいということで折り込みを始めております。

というようなことで、友の会の会員の皆様に正式な言葉としては言っておりませんが、友の会は、実は遠くからいらっしゃる、旭川であっても札幌であっても、結構いらっしゃるんですが、そこからでもこの事業を見にいらっしゃりたいという熱意があつてという方なんですけれども、そういう方にはぎりぎりを出してありまして、担当としましては幾ら垣根はないと申しまして、できれば市民の皆さんに1枚でも多く買っていただきたい、見に来ていただきたいというのは本音でございます。

先ほどおっしゃられたような発売と同時に完売してしまうようなチケット、たまにそういうような公演もございます。これらにつきましては、販売を例えばサンライズホール1カ所に限定をいたしまして、何月何日夜7時サンライズホールでのみ取り扱いますというような発売方法をとったりいたします。その発売時点でロビーに並んだお客様、数を数えまして、最低でも1枚や2枚必ず買えると、そこに並んでいただいた方、ただ300枚しかありませんので、300名を超えるお客様に並んでいただいたときは1枚限定という販売方法しかとり得ませんが、ということで扱いをいたしております。決して特定のところのお客様がチケットが優先的に買えるというふうにはならないように考えております。

ただ、一部公演によりましてはアーティストの方、出演される方のファンクラブの会報ですか、ホームページ、サイトのほうに、ここでやりますという告知が出ます。それを見られた熱心なファンは、本市のファンがほとんどですが、かなり早目からしつこくお電話をいただいております。お問い合わせをいただくことがあって、実際に確実な数字ではございませんが、感覚といたしましては、30名から50名ぐらいは1年間に道外からお客様がいらっしゃっています。そういう意味では、なるべく広く多くの人に事業の内容も御存じいただいて買っていただきたいとい

うことで、友の会にかかわらず告知をさせていただいております。

もう1点、旧土別市外地にお住まいの皆様が見やすい環境でということですが、それはアンケート等でも聞いておまして、合併後、比較的皆様に興味をお持ちになりやすく、足を運んでいただけそうなものを、年に1本ですが、市民文化センターと共催の形で実施をまいりました。フォークシンガーのイルカ、加藤登紀子、今年度は先々に宇崎竜童の公演をさせていただきました。残念ながら満席にはほど遠い集客状況でございます。

それと、これに関しましてはちょっと方法論を考えたいと担当では考えておまして、音楽物でしかやってきていない、本当は演劇もやりたい、ほかのこともやりたいのですが、設備的にかなり厳しいものがございます。細かいことを申し上げますと、ごちゃごちゃになってしまいますので申し上げますが、演劇の場合には見えないところのスペース、設備等が必要なんです、それを1回積算してもらったことがあるんですが、1回仮設で使えるようにすると100万円を超えます。1日の公演の仮設に100万円を出すのはちょっと難しい。仮設しても本来のあそこの文化センターの持ち得る性能を100%生かせるという状態、あくまでも仮設の状態でしか使えない。サンライズホールでやれば、その経費は一切かからない状態です。

ということもございまして、今後も旧土別市民といいますか、こちらの市外地区にお住まいの方が楽しんでいただけるような事業企画というのも、当然検討もそちらのほうにはのせてまいりたいとは考えておりますが、その内容、方法等ももう少し根本的に考え直して検討を進めてまいりながら、また、ほかの教育委員会の生涯学習、公民館等のセクションとの協調をとりながら、連携をとりながら進めていくようなことも考えていきたいというふうに考えております。

副委員長（平野洋一君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 漢さんはセミプロみたいなものだからそうおっしゃるけれども、それは余りにも失礼な話で、土別の市民会館の大ホールはもう使えないんだと、ちんけで。だけど、今まで土別の市民劇場でありますとか、いろんなその演劇もやっているわけです。教育長なんかそのセクションずってやったり、いろんな演劇もやってきているわけですよ。そうしますと、結局は土別ではできないんだということを言っているようなものなんです、方法を考えると云ったって。

だけど、それであれば、これだけの莫大なお金が使われているわけです。そして、いろんな事業からも、それは漢さんのルートを含めているような工夫もされている。だから、加藤登紀子さんのときは満杯にならなかったと、500そこそこぐらいでしょう。だけれども、あそこはやっぱりそういう市民の声というよりもほかの人たちの宣伝なんだと。市民のほうを向いているんじゃなくて、全国民を相手にしているんだというような言い方だけれども、やはりそこに市税というものが使われて、それがやっぱり市民の皆さんが喜ばれている事業、そこにやっぱり思いをいたさなかったら、それだけの金あるんだしたら、旭川にいろんなもの来たときに補助金出してあげればいいでしょう。そういうことだって考えられるわけですよ。

私は、漢さんが今おっしゃったことを黙認するわけにいかない。教育長、今こういうことも、やはりこれから同じ合併した市がそういう市民の声に答えていく、そのためにせめて検討をするというなら別ですよ。余りにも傲慢不遜な態度で、土別の市民はこの大ホールでかわいそうだと、だから朝日に見に来ればいいんだというような発想というのは、ちょっと私は黙認するわけにいかない。教育長、そういうことをよく、しかとして土別の文化行政のあり方、今のやっていることも含めてこれからどうあるべきかを考えていくべきではないか、こう思うんだけどもいかがですか。

副委員長（平野洋一君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君） ただいまの齊藤委員の質問に御答弁申し上げます。

今お話がございましたように、土別市は、旧土別市の段階で昭和38年に建設をして、当時は960席で、現在は改修をして700席の、現名称では文化センターの大ホールを持っております。更に、合併後平成6年に建設をされた300席のあさひサンライズホールを持っており、更に、平成7年に文化センターの改修とあわせて増築をいたしました265席の小ホールを持っております。現在、人口2万三千数百の町として、これだけ音楽、演劇、舞踊等に利用できる、十分とはいかないまでも、そういった設備を持っている自治体というのは、極めて恵まれた自治体であるというふうに考えております。

市民にとっては、非常に営々として昭和38年に市民会館が建設された当時からすぐに、現在お亡くなりにはなりましたけれども、斎藤雅広さんを中心にしたローン勤労者音楽協議会が組織をされて、毎月1回音楽公演を実施するようなこともございまして、そういったことで、土別市の文化センターも利用を図られてきたといった中で、平成17年に朝日町と合併をいたしました。もし、片方の自治体にしか文化施設がなければ、こういった調整だとかという問題も出てこないという状況ですが、極めて土別市民にとっては幸せなことに、これだけたくさんの文化施設があるという状況でもございます。

ただ、基本的な文化行政の取り進め方が、今るる御説明を申し上げましたように、朝日のサンライズホールにつきましては、自主企画の委員会を中心となって自主事業をホールとして取り進めるという形態をとってきました。これに比べて、土別市の市民会館は、市民主体でさまざまな表現活動や鑑賞活動に使えるようにということで、齊藤委員にもこれまで御努力をいただいて、ほとんど市民が利用する場合は備品使用料、暖房料等以外の基本的な使用料は無料という形で使用できる施設でございます。

こういった施設の利用条件というのは、全国的に見ても極めて優遇されているということで、他の市町村において、よいところでも7割減免だとか5割減免だとかということで、市民が使う場合でも使用料を取られていると。しかし、土別市の場合は、そういった形で使用料については市民活動については取らないというような形で取り進めてまいりましたし、さらに、文化振興補助を支出をしておりますして、平成20年度におきましても、予定含めまして、鑑賞事業で9事業に対して220万円の補助をいたしまして、総事業費では750万円程度の事業を鑑賞事業と

して、土別市は旧土別市も展開をしているということでございます。

そして、文化事業の鑑賞事業については、文化行政の基本的な観点として少しでも市民には低料金で、しかもいい条件で、いい条件でと申しますのは、たくさん人の入るところというのはやはり見づらい、聞きづらいという条件にあります。そういった部分では、あさひサンライズホールのように300席のホールであればもうすぐ間近に演奏者、出演者が見えるという、いい条件で鑑賞できるというようなことでございますので、そういった観点で、地方都市においては、何らかの形で文化行政の中で市民負担を軽減する意味で行政的な補助なりをして、市民がより見やすい条件をつくってきているということでございます。

ただ、今、土別の文化センターあるいはあさひサンライズホールで上演されて、市の補助あるいは朝日の自主企画事業等で入場料、実際には3,000円程度が上限というふうになっておりますが、同じものを都心や大都市で見た場合には、今7,000～8,000円が通常でございます。ということは、例えば、300のホールで300万円の公演料の事業をするといいたしますと、1人当たり1万円かかっていると、それが果たして3,000円がいいのかどうかということについては、ただ効率性だけを言うのではなくて、問題等もございますので、それらについては今後見直しを図る中で、少なくとも観客の方には、全体かかる経費の半分程度は負担をしていただくような料金設定も必要なというふうにも考えております。

舞台設備等の条件等もございますが、漢主幹からも御説明申し上げましたが、あさひサンライズホールに比べて文化センターの設備は決して十分とは申せませんけれども、

（「言われなくてもわかってるよ、わかっている
だけに腹立つよ」の声あり）

そういった中で、多くの観客動員が見込めるものについては、音楽、演劇に限らず文化センターの大ホールに振り向けるということも含めて、今後検討していきたいというふうに考えております。

3つの劇場ホールと、更に生涯学習情報センターですとか、さまざま文化的な催しをできる施設があるわけですが、ただ単に全市的に統一を図るということではなくて、それぞれ各施設の個性を生かすような形で全体のバランスをとっていきたいというふうに考えております。

ただ、一昨日の住民参加劇のお話も斉藤委員のほうからございましたが、朝日地区のサンライズホールにつきましては、朝日地区のコミュニティーの核でございます。ただ単に文化施設という側面だけでなく、朝日地区の方々の精神的なよりどころでもあるということでもございますので、そのコミュニティーの維持発展という観点で、今計画をされております地域交流施設ミニ翠月が整備されることによって、出演者、演奏者等の宿泊も可能になるということで、更に住民との交流も図られる状況になってこようかなというふうにも思っておりますので、サンライズホールの自主文化事業の展開については、コミュニティーの維持発展という部分で、全体的な文化行政という観点とはもう一つ別の、一つの重点を置いた施策も維持する必要があると考えているところでございます。

ただ、委員御指摘のように、市民文化センターにおける事業展開、小ホール、大ホール含めて全体的に市民がひとしく芸術文化事業が享受できるような状況にしていきたいというふうに考えておりますし、このサンライズホールを所有する朝日町との合併によって、文化行政においては1足す1が3となるような形で文化行政の展開を図ってまいりたいと存じますので、御理解をいただきたいと思っております。

副委員長（平野洋一君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 以上で終わります。

副委員長（平野洋一君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午後 0時15分休憩）

（午後 1時30分再開）

副委員長（平野洋一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

岡崎治夫委員。

委員（岡崎治夫君） 2年間のブランクがありまして、久々の総括質問を通告に従いまして、いたしたいと思っております。

まず、先に、土高の後始末はちょっと表現が悪かったことをおわびを申し上げますが、この土高の後始末のことは、過去に同僚委員が何回も質問されている事項であることは承知しながら、今回締めくくり質問となるかどうかわかりませんが、そういう感覚でいたすつもりでございます。

この高校が平成19年に翔雲高校と統合されて、その後、本市に道教委から、土高の跡地の利活用がされるあれはないかとかという、そういう要旨のものがあつたと伺ってございます。そういうことからして、教育委員会としても、道教委のほうに分割した部分を利活用させてもらえないかというような問い合わせをされた経緯があつたと思っております。再質問のような形になりますけれども、そのときの状況を今回改めてお示しいただきたいと思っております。

副委員長（平野洋一君） 辻教育部長。

教育部長（辻 正信君） お答え申し上げます。

土別高校、商業高校の統合再編が正式に決まって以来、土別高校の利活用について道教委と何度も協議を重ねてきた経緯がございます。校舎については昭和51年に建築された校舎でありまして、新耐震法以前の建物であり、校舎を利活用するとなれば耐震補強工事に多額の工事費を要することとなります。そのことを踏まえて、体育館並びに格技場の部分的な利活用ができないか、スポーツ施設としての活用の道を探りまして道教委と協議をしてきましたが、改修費や維持管理を含めて費用対効果の面も考慮いたしまして、利活用を断念してきた経緯があります。

道としては市にぜひ利活用してほしいという考えで、敷地、建物すべてを一括市で使うなら譲渡するとしておりましたが、そのことにより道は解体の費用は浮くわけでありますが、市としても土地も校舎も広大な面積を擁しておりまして、解体して新たな利活用を図るとすれば、解体におよそ1億7,000万円から2億円近い費用がかかるということで、これは道教委の試算でございますけれども、改修をして使うとしても、改修費は市の負担として明確に道は言うておりまして、その後の維持管理を含めると多額の費用を要することになります。

道は、土別で使わないとすれば、道のホームページにおいてその活用について広く公募をしていくということとしておりまして、例えば、社会福祉法人や企業などで活用してくれば本市にとってもメリットは大きいと考えまして、平成20年の2月末に、道教委から改修に係る支援がない以上、本市の財政状況を考慮して一括しての利活用は難しいため断念するという返答をするに至ったところでございます。

以上でございます。

副委員長（平野洋一君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） ただいま答弁をいただいたそのものが、今までずっとこの議会において通し貫いてこられた答弁だったと思ってございます。

そこで、私は昨年第4回の定例会の折に、この土高の後の利活用について何らかの方法がとれないものなのかということで、上川支庁の教育委員会にちょっと出向いてまいりました。そこで、目的は、やはりこの土高のあれだけの広大な大きな校舎ですから、耐震力、耐久力、いろんな部分で今説明されたとおりでございますけれども、耐震力では劣るということは、私はこの上川教育局へ行って伺うまでもなくそのことは理解しておりました。

そんなことから、第4回の定例会にも御質問しておりますが、東高との兼ね合いから、東高校が本当に本市の市立高校が大変な状況にあるということ、私の子供もそこで卒業しておるわけですが、そういう中で、あの学校が重要視されているそういう関係にある学校だということをよく理解していたわけでありまして。

それで、土高の跡地の利活用については、私もいろんな人生の経験からして、建築法上のことについても少し勉強しておりますから、あの土高の利活用に、すなわち全面活用するんじゃなくて部分活用について上川教育局のほうへ伺いに行ったわけでございます。

そんなことで、上川教育局も、今の時代背景の中でああいう大きな建物が、一様に今答弁のあったように、公募をしたからといって即それを引き受けられる企業なりそういうところがあるだろうか、非常に疑問を持たれておりました。そんな中からこれを、今のこの時代ですから、解体するにも高度な技術が導入されて、部分的に解体して部分的に残すというそういう可能性があるわけでございます。それらをよくお話ししてきたところでありますけれども、上川教育局も道にその趣旨はよく理解されるということ、今後においてきちっと道教委とも話し合っしていきたいとこういうお答えをいただいていたわけでございます。

そんな中で、もし今の高度技術を取り入れて部分的な活用ができるとするならば、私は今申

し上げたように、東高校のあの貧弱な寒い校舎を、その中で環境的に子供たちが好んでいかれるのかどうか。本当に先ほど申し上げましたように、私の子供もあそこを卒業させていただきました。それで、立派な社会人にもなって今頑張っておるわけでございます。今、あそこの東高校がそういう環境のもとに好まれる状況にあるならば、私はまだまだ存続の機会はあるのではないかなと、このように思いまして、この質問をしているわけでございます。

そこで、建設水道部にお伺いいたしますが、今私が御説明したこの一部解体作業が今の現在の中で可能なかどうか、そこら辺をちょっとお示しいただきたいと思えます。

副委員長（平野洋一君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） お答えいたします。

委員お話のとおり、近年の技術をもってすれば一部解体をして活用するというのは、先ごろ話題となっております東京中央郵便局の例を見ても、その残しながらの解体というのは可能だというふうに思っております。

ただし、今回の決定状況を見ますと、数十%程度の保存から3割に保存状況を延ばしたといった段階で、面積、その後の新築部分を含めて1万平方メートルということでございますけれども、920億円程度の予算が970億円に伸びて、50億円程度増額になったといった意味では、その最新技術を駆使することによっての膨大な費用というものはどうしてもかかるのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

副委員長（平野洋一君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） 今、建設水道部長が御答弁された、ちょっと聞き漏らした部分で確認させていただきますが、これを解体しながら部分活用をするには50億円程度の費用がかかると言われたのでしょうか、もう一回。

副委員長（平野洋一君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） ただいま申し上げた金額は東京中央郵便局の例でございまして、旧土別高校の予算については、特別今設計等もしてございませぬので具体的な金額は申し上げることはできませんけれども、資料によりますと校舎が6,800平方メートル程度でございましたか、それが4階建てになってございますので、その部分的に解体をするといってもやはり1億円程度の解体費用というのは当然かかってくると思えますけれども、更にそれを保存しながら、あるいは設備的な改修、当然部分の使用ということになりますと、今現在7,000平方メートルに対する設備等々が設置されておりますので、電気の引き込み線から排水系統から、そういったいろいろな部分で改修が必要となりますし、どの部分を切るかによってなんですけれども、切った部分以外の補修というのは当然出てきますので、相当な予算が必要になると思っております。

50億円というのは東京郵便局での保存面積を延ばした場合の増額ということでございます。

以上です。

副委員長（平野洋一君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） 大変私は耳が悪いもので、聞き違いをしたということでありまして申しわけありません。

そういうことで、今部長のほうから部分改築、改修、これは可能性があるんだという御答弁をいただきました。金額のことについてはそれは未知数であるかもしれませんが、そういうことを存じていたということをおここで承ったわけでございます。

それらのことについて、教育委員会とそういう方法もあるんだという、そういう横の連携は話し合われたことはあったんでしょうか。

副委員長（平野洋一君） 辻部長。

教育部長（辻 正信君） お答えいたします。

私ども、当初から校舎のこの部分で解体しながら改修ということは考えておりませんでした。それで、道教委の考え方といたしましては、市が利活用するならば改修等に係る費用は全額市の負担とすると明言を最初からしておりまして、土別に限ったことでなく、統廃合、全道の高校一律で同じ考えというふうに聞いておりますし、そういった部分も想定の部分ではもちろんありましたけれども、幾ら高度な技術ということで、例えば4階部分を1階を残せることが可能であったとしても、一体ちょっとどのぐらいの費用がかかるのかというのも想像もできない状態でありまして、恐らく多額の費用を要することと予想をしているところでございます。

副委員長（平野洋一君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） 今まで一貫して財政面を表に出して、そういうようなことから、こういう部分改修をしながら再利用をするという考え方がまず持たなかったという、持てなかったというのか、持たなかったというのか、そういうところに問題の発端も残っているかなと思ってございます。

そんなことで、私も何とかその東高に学びたいという生徒たちの思いを込めて、何とかそういう方向性が、今この土高が統合、撤退されたところの活用をできないものかなという思いが本当に強くて、また、今現在、これは東高のほうで質問することにいたしますけれども、東高の教育を本当に好んで、子供たちのためにいいということで入学を希望している人もおられるわけです。

そこで、非常にこの過程の中で残念だったことは、先ほども申し上げましたように、上川教育局に行ってそういうことを確認して、本市に帰って事務局でちょっと打ち合わせした過程の中で、職員さんの対応というか、悪さというか、そういう部分の一つ気がついた部分がございますので、これは答弁を求めません。どういうことを言われたかという、岡崎委員が上川教育委員会に行ってそのことを確認されてきたことは、それはよろしいと。だが、今の現在、上川教育局がそういうふうに本当に道のほうに要請する意思があるのかないのか、それは岡崎委員に対する御祝儀答弁でなかったのかと、こういう発言をされた職員がおりました。これは、

議会事務局の中でそういう打ち合わせをしていたものですから、私、どなたがというその記憶に今ちょっと著しく思い出せない部分がございますから、ここでそれは割愛させていただきます。

そういうことで、当然そういう不本意な、議員軽視をするような発言をされたということについては、私憤りを感じる一人でございます。我々、学校の跡地をどう利活用するかということを何とか前向きに対応したいということで、そういうふうなところまで出向いているいろいろとお話を聞かせてもらっている状況でございますので、今後ともそういう軽々な発言は慎んでいただきたいなど、このようにお願いを申すところであります。

次に、調査費が、この道議会の中で平成21年度の予算の中に計上されたとは私は伺ってございます。この調査費、土高の関係に関する調査費だと伺っておりますが、この調査費の計上は何を調査するために今計上されたんでしょうか。この点についてお伺いをいたしたいと思います。

副委員長（平野洋一君） 辻部長。

教育部長（辻 正信君） お答えいたします。

私どもで先日道教委の施設課に確認したところ、1年間そういったホームページ等で一般公募してきたところ、申し出がなかったということで、道教委としては新年度の予算に解体に向けた設計調査費を計上するというような返答でございました。その後、ちょっと詳しいことは道教委の部分なのでちょっとつかんでおりません。

副委員長（平野洋一君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） 今、部長のほうから御答弁があったように、私もその調査費は何に使われる、どういう形の中で出されるのかということ、地元にかかわる道会議員さんにそのことを伺いました。その折にも、やっぱり解体に関するそういう目的の調査にするんだと、調査するための費用に充てるんだというようなお答えを受けてございます。大変残念なことに、今御答弁がありましたように、あの長い間親しまれた土別高校がここ数年の間に姿を消していくのかなと思って、寂しい感じをしております。

そういうようなことで、非常に心休まる思いもないわけでございますので、この土高の後始末については大体の結論が今もう答弁の中で見えたと思っておりますので、次に、東高等学校の今後について御質問をさせていただきます。

この件については、昨日同僚委員が細かく質問されておりますし、私は第4回の定例会において、この存続に向けた考え方はないのかということをお伺いしております。その点で、小池委員の質問と重複しないところで質問をさせていただきますが、今は、昔と違って上土別を中心とした近隣の学校から生徒がどの程度来ているのか、質問の仕方がちょっと悪かったかもしれませんが、上土別を中心とした生徒の数はおられるのか。あるいは、全くもうその朝日、上土別、中土別あたりを除外したところから東高に学んでおられる生徒数のほうが多いのか、ちょっとそこら辺をお示しください。

副委員長（平野洋一君） 辻部長。

教育部長（辻 正信君） 平成20年度 4月段階での全校生徒41名のうち、土別中学が18名、南中学が19名、上土別、温根別並びに剣淵、和寒各1名というふうになっております。

副委員長（平野洋一君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） そうすると、朝日、上土別、そういう中土別地域の近隣からはほとんど今ないように伺ったと思うんですが、それによろしいのでしょうか。

副委員長（平野洋一君） 辻部長。

教育部長（辻 正信君） ただいま申し上げた数字については出身中学でございます。そこからさかのぼって、中土別ですとか、武徳ですとかという部分の割り出しはしておりません。出身中学で申し上げました。

副委員長（平野洋一君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） 土別中学校は中土別の通学区域になっておりますから、どういうふうにそこから入学生が、学んでおられる生徒がおられるのかどうか、私もちょっと把握しておりませんのでわかりませんが、いずれにしても、この近場のところから東高に通われている方がいないように私も伺ってございます。

それで、そういう学校ですから、当然東高を志望するお子さんたち、親たちも、やっぱり今までこの東高の状況、六十数年もたっている木造の古い校舎でございますから、そういうところで学ぶというそういう環境面が非常に悪くなっているということは、これは否めない事実なわけで、それらをやっぱり加味しながら東高を選択される人たちも減ってきているのかなと、こんなような気がするわけです。

そこで、前回の4回の定例会において、最後の答弁に教育長が言っておられますが、この学校の存続については、今申し上げられたように、改修など小規模なところをしながら存続していく、そしてまた、この特色ある教育活動をアピールしながら、教職員、PTA、同窓会、地域と連携を図り、東高の存続に邁進していきたいというふうに答弁でされているわけです。

非常に私が思うには、最後のこの地域との連携、伺っておりますことは、当初東高があそこに建設されて、上土別、多分村の時代だと思えるけれども、土別と合併した後だと思えます、そのころからこの学校をしっかりと見守っていきたいというそういう連携があったし、当然朝日町、上土別町、中土別町あたりからその東高に通われた生徒数がもうほとんどだったというふうに伺っております。それが、現在ではそういう地域の人たちがほとんど逆にはいない。地方からこの学校に来ておられると、そういう状況が今現在だと思えます。

それで、この地域の皆さんとこの学校の存続に当たってのきめ細かな、今申し上げたように、もうほとんどその地域の人たちがこの学校の生徒として来られていないんだということを、地域の皆さんときめ細かに相談されたのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

副委員長（平野洋一君） 辻部長。

教育部長（辻 正信君） 東高校は、上土別において、開校以来長い歴史の中で、本当に上土別の地域に育ててこられた学校だというふうに認識しております。上土別にあったからこその特

色ある教育ができたとも考えているところです。

それで、地域と話し合われているかというようなお尋ねでございますが、実は、東高校の未来をつくる検討拡大委員会という組織がございまして、これは校長を中心に教職員、PTAあるいは同窓会、更に定時制振興会の方々に構成された組織でございまして、最近ちょっと開かれていないということございましてけれども、平成13年から14年にかけて2年連続10名を切るという可能性がございまして、募集停止の危機に直面していたときに、校長を先頭にこの拡大委員会が、生徒確保のためにホームページの立ち上げですとか、あるいは学校紹介ビデオの作成ですとか、そういった活動をしながら入学者確保の活動を繰り返してきた経過がございます。

それで、ここ数年は開かれていないということを知っておりますけれども、御承知のように今回6名ということもございまして、この拡大委員会の再開も含め、新年度においては、平成22年度の入学者の確保に向けてあらゆる方策を講じていく必要があるかというふうに認識しております。

副委員長（平野洋一君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） 今、教育部長のほうから平成21年度の募集のところまでお答えをいただきました。平成21年度、たしかもう募集が締め切られたのかなと思いますけれども、1けたの6人だったのでしょうか、7人だったのでしょうか、その程度の応募しかなかったと記憶しております。

そこで、今、地域の人たちとも、今までそういうふうにご守っていただいた人たちとも、今後の課題としてそういうことを相談していきたいというようなことを明確に答弁されましたが、いずれにしても、私はこの東高のタイムリミットがもう目前に迫ってきているんだと、このように察するわけでございます。

そこで、今後の対応としまして、今までの答弁でいきますと、このまま生徒の募集が2年連続10人を下回る状況になることを見越して学校の存続について抜本的な対策をされていないんだと、このように私なりに察するわけでございます。

そこで、今後可能性として、来年度においてまた10人以上のそういう募集があって存続されるような事態になったときに、それから先のことはちょっと私も今どうと言うこともできませんが、なった場合に、それだけの努力をされながらというか、その状況の中でなるというふうになるかわかりませんが、今後において、またこの土高のようないるんな状況を把握するときに、小学校、中学校、そういう学校の統廃合などが出てくるような気もしてございます。

そんなところの跡地活用だとかそういうことについては、今お考えがあるのでしょうか、どうなんでしょうか、お伺いします。

副委員長（平野洋一君） 辻部長。

教育部長（辻 正信君） ちょっとお答えしにくいんですが、募集停止を前提にということでは私ども全然考えておりませんで、きのうも申しましたように、2年連続10名未満ということは

今の新指針ではございません。道立高校は、きのうもお答え申し上げました、1年でも募集できますが、市立の高校の定時制ということもございますので、毎年7月に開催される高校適正配置地域別検討協議会というのが道教委主催でございます、ここで3年後の計画案が示されることとなります。

それで、この市立高校については、今後も10名を切ることが予想されるということになれば、設置者である市と協議することになりますので、それは、道のほうもいきなり設置者である市の意向を聞かないで進めることはないというふうに認識しておりますし、事前に道教委からの何らかにアクションだとか提示があるはずだというふうに思っております。

私どもも、土高・商業の再編統合を終えたばかりでもございますし、今こちらから動くことが、逆に道教委から適正配置計画に入るということも予想されますので、私どもも慎重な対応をしているところでございますので、いずれにしても、教育委員会として東高校を、学校と連携をとりながら存続に向けた努力を全力でしていくという姿勢は変わりはないことを御理解いただきたいというふうに思います。

副委員長（平野洋一君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） ただいまの答弁は確かにそのとおりだと私も思っておりますけれども、前回の昨年4回目の一般質問のときの答弁では、校舎全体を一気に改修する、それから、いろんな面で財政的な面からも困難があるということ、存続についての考え方についてはそうであるというふうに答弁されているわけですから、当然私は2年を切れば、市としては東高の廃校をやぶさかでないというふうを受けとめられるんだろうと解釈しておりますが、この解釈の仕方についてどう思われますでしょうか。

副委員長（平野洋一君） 田菟子市長。

市長（田菟子 進君） 学校を残したいという気持ちは、本当に切なる気持ち、それはわかるわけでありましてけれども、私は9年7カ月に及ぶ……。今聞いておらなければまた後で、聞いておられましたか。

（「いや、今ちょっと聞いていないです」の声あり）

全然聞いていないですね。もう一回言います。

私は、9年7カ月に及ぶ市の教育委員会教育長を努めておりましたから、この東高等学校に費やした情熱というのは本当にすさまじいものが実はありました。しかし、それは道教委に向かっていろいろなことを言ってきましたけれども、やれるうちは絶対私どもはやっていくんだと、こういうことだったんです。中学の大幅な減少期にあっては、いずれはこういう時期は必ず来ると、でも、それでもチャレンジしてやれる間はやるという一つのものがあつたんです。

最近、御承知のとおり、和寒の高等学校ですら閉校しなければならない。風連もそうですよね。そういうさなかで、これは生き延びていくということは大変だったんだと思います。

それで、私はその当時何て言ってきたかといったら、こういう学校が全道の中に1つや2つあつたっていいじゃありませんかと。例えば、授業料、今うち400円ですよ。400円なんです。

そして、交通事故で親を失って、おばあちゃんの年金でも払える授業料ですよ。それから、そこに来ている子供たちというのは本当に恵まれない子供たちだったんです。お母さんが夜の仕事で、夜中帰ってきて朝寝ているから御飯をつくってくれない、そういう子供もそこへ来ておりました。私はやはり学校給食、中学にもありますから、この高等学校というのは特例として何とかして学校給食を提供してやれるように、土別高校や商業高校とは違うんだから、そこまでやれないのかどうかと。

それから、職員室の中で校長先生方と一般の先生方に大変な葛藤がありました。どうしてこんなに苦労する子供たちを、私たちは高等学校の教育としてこういう子供たちを皆預かって、そして真剣にやるのはいいんだけど、大変な負担なんだと。そのときに、校長はいろんなことを言って話し合いをつけて、私も言ったんですけれども、いかにその学力的に問われる子供が仮にあったとしても、このままお前は力がないからほうり出すとか、あるいは途中でいろんな事情があって、途中下車をしたという言葉を使っていいのかどうか分かりませんが、そういう子供があった場合に、いや、もう一回高校に入るのに勉強したいなど、高校へ行きたいなどといった子供を受けるというまを、北海道の中に1つや2つあったっていいのではないかということ私を強く言ってきたことです。

道教委の立場からすれば、それはあそこに働いている定時制高校教育振興の中で、先生方の給料というのは、あれは全部道費負担でやっているんですね。施設については私たち市が単独でもってやっていると。そして、しかも何とか特色ある教育を展開するということで、橘君、オリンピックのスターですよ、いろんな問題のある子供いたけれども、彼の貫禄負けするぐらいの校風がだんだん変わってきたと。それから、福祉教育をやるというので、土別市出身の

の君の息子さんを東北福祉高校から無理やり道教委採用して入ってきたとか、あらゆる手を使って、それでも危ない橋を何回か渡ってきた。しかも、北海道の中から、これだけ子供を大事にしてくれる学校はないということで、例えば、名寄からまでお母さんが毎日子供を学校に冬の間は送ってくると、夏は自転車だと、そういういろんな苦労をしながら来た。

学校改築の話も当然出たんですけれども、今の中学生の大幅な減少期からすると、もうこれは、学校の存在というのは本当にどこも、和寒もそうだったし、風連もそうだったし、そこまで及んでいくことは先を見る目もやっぱり持っていなければならないと。でも、今いる子供たちは現実にいるわけですから、例えば、きのうから小池委員からもいろんな寒いという話もありましたので、そういうことについての手当ては私はしっかりやっぱりやらなければならないということです。

ですから、子供は必ず、どこかへ行って探して歩けば見つかるというような、そんな甘い考えは今の環境は全くなっておらんと思います。ただ、1人か2人によって何とか10人を確保できるというのだったら、そういう道もあるかもしらんけれども、いつもそういう危険にさらされながらやっていかなければならんし、もう限界に来ているようなのが今の現状なんです。

ですから、土別高校の話もされておりましたけれども、あそこに上土別の子供たちを移すといっても、これもまたいろんな問題がある。持続性が非常に将来不安定な状態にあるという現実も直視してお話しをしていかなかったら、非常に困るのではないか。

それから、今教育委員会のほうでは、来年の7月に道教委はいろんな適正配置について、存続について議論がされると、そのときは必ず市長も呼ばれるんですよ。教育長と一緒にいるんです。そのときにどんなことをやるか、ただ現状だけの報告で終わっていますけれども、私どもとしてはやっぱり言うべきことは、そういった特色を持って今まで一人一人の子供を大事にして、本当に極端に言ったら、今まで電話もかけられないようなうつ病になった子供たちが仮にいたとしても、あの学校に来て、精神的なものの回復をして電話をかけられるようになったと親からも言われ喜ばれる、そういう子供たちもしっかりと教育して社会に出してあげるのも、これも教育の私は非常に大事なことでないか。

だから、道教委に、そういう現状を考えて、400円の授業料で、しかもあの建物は古いけれども、やはり教育の最大の環境は逆境であるなんていうお茶の水女子大学の森隆夫先生が言っておりますけれども、そこまでいかないようにはしなければならぬですけども、そんな中でみんながやっぱり頑張ってきた学校を、できればまだここ数年もつのであればもたせなければならぬけれども、大きな今学校校舎を建てたりとかそういうことはまずナンセンスと、そういうことは理解しておいてもらいたい。

私は参考までに、また来年一緒に行かなきゃならない立場もありますから、岡崎さんにそこら辺ははっきり言っておいたほうがいいと思って、今勇気を持って申し上げました。

副委員長（平野洋一君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） ただいまの市長の答弁、私の質問の仕方にちょっと無理なところがあったのかなと思います。

それで、私が最初に質問を始めたときに、この東高の話をしたときに声を詰まらせたというのは、市長とこれは同じ考え方なんです。どこも変わってはいないんです。そういう子供たちがこの東高校で育って、今この世の中で、社会の中で一生懸命貢献してくれている、そういう学校であったということを自負しながら、私はこの学校の存続を進めるには、もう少し環境面だとかそういうものをきちっと配慮をして、この機会にそういうことができないかというのが質問の趣旨であったわけですから、決して市長を困らせようとか、教育委員会を困らせようとか、そういう考えのもとに質問をしているわけではなく、本当にできるならば1年でも2年でも3年でも、長く存続させていっていただきたい、これは私も同じ気持ちでございます。

そういうことで、この学校で学ぶ子供たちは、今市長の答弁にあったとおりに、本当に今後とも貴重な、本当に北海道で唯一こういう学校があるんだという、誇れる学校だということは私も十分理解し、自負できることだと、これは思っております。そういうことから、今後とも、子供たちが求める環境面をよく理解して、それに沿っていく東高の存続運営をやっていただきたいことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

市長、どうもすみませんでした。

(「いえいえ、わかってくれればいいんです」の声あり)

副委員長(平野洋一君) 井上久嗣委員。

委員(井上久嗣君) それでは、もうすぐ完成されるとお聞きしております都市計画マスタープランにかかわる質問をさせていただきたいと思います。

平成4年の都市計画法の改正によりまして、市町村の都市計画に関する基本的な方針は、市民と市とが協力して市町村みずからの手で決めるという考え方から、都市計画を施行している市町村はマスタープランを策定する責務となったとお聞きしております。

マスタープランのその目的は、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにするとなっておりますけれども、このマスタープランは、市町村議会の議を経て定められた市町村の基本構想に即して市町村が定めるということになっております。

本市においては、その基本構想といいますと、昨年新たに策定されました土別市の総合計画がこれに当たると考えられるわけですが、平成33年までの長期の計画でありますので、こういった性格上なのか、市町村が策定するということですので、議会としては今回残念ながら説明を受ける機会がないようですので、この機会を使わせていただきまして何点かお聞きしたいと思います。

これは見直しということでお聞きしておりますので、昨年の総合計画特別委員会でも一部お聞きしておりますが、改めて詳しく聞かせていただきたいと思います。

旧土別市におきましては、ここにありますが、平成14年3月に土別市都市計画マスタープランというのが策定された経緯がございます。現在、最上位計画である土別市総合計画に沿う内容の必要性と、その都市計画法や中心市街地活性化法などの都市計画に係る法律が改正されたことなどにより見直しを行うとお聞きしております。

当然、このマスタープラン、先ほど言いました精神にのっとりまして、市民と市が協力してつくるという性格の中で、多くの手順がこの見直しの中で進められてきたと思うわけですが、昨年の10月には市民説明会を開催したなどとお聞きしておりますが、その見直しの作業につきまして、どのような流れで進められてきたのか御説明いただきたいと思います。

副委員長(平野洋一君) 藤森土木管理課主幹。

土木管理課主幹(藤森裕悦君) 今回の都市計画マスタープランについては、委員お話のように、昨年スタートしました総合計画に基づきまして、その内容に即した変更と言われました都市計画法や中心市街地活性化法の改正によって見直しを実施してきたところでございます。

現在までの状況でございますが、庁内策定委員会を設置をいたしまして見直し作業を始めまして、お話にありました10月27、28日、2日間にわたりまして市民説明会を開催し、その中で素案をまとめてまいりました。

11月20日に、都市計画審議会におきましてこの素案の承認をいただきまして、この内容で12月22日から1カ月間、ホームページや市役所情報公開コーナー及び公共施設などに公開をいたしまして市民の意見を募りました。その素案とその意見をもとに最終案を作成いたしまして、策定委員会それから都市計画審議会に諮問をいたしまして答申をいただいたところであります。

現在、製本作業中のごさいますて、4月1日にはホームページや市役所の情報公開コーナー等に常備できると思っております。

以上です。

副委員長（平野洋一君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 前回の都市計画マスタープランでは、都市計画審議会はもとより、市民アンケート、まちづくり井戸端会議など審議策定委員会、庁内の作業部会等々、2年間にわたって策定作業を進められてきました。今回見直しということで、今お話の中では、そう大がかりにはやっていらっしゃらないのかなという気は若干いたします。

そこでお聞きしますけれども、平成14年策定いたしました都市計画マスタープランでは、まちづくりの目標として、旧土別市の第4次総合計画を当然上位計画として位置づけられておりました。ここにありますが、ここには目指す都市像ですとか、基本的な発展方向として健康で心豊かに暮らせるまちづくりから、全部で5つぐらいの基本的な方向が書かれております。これは、当然旧土別市の第4次総合計画のものから来ているんでしょうけれども、当然今回は、昨年に策定されました土別市の新しい総合計画の5つの基本目標に沿う内容になるんだと思いますけれども、具体的に何を、どのように見直され、特に今回強調される変更点というか、視点の重きを置く部分があると思うんですけれども、御説明いただきたいと思います。

副委員長（平野洋一君） 藤森主幹。

土木管理課主幹（藤森裕悦君） 今回の見直しにつきましては、平成14年度に作成しました都市計画マスタープランを基本としておりまして、そのポイントとしましては、無秩序な市街地拡大の抑制、農地や山林など自然景観の保全、コンパクトなまちづくりを上げておりまして、土地利用と住環境の基本方針の変更点で言えば、1つとしまして、計画性のない市街地拡大を防ぎ、現在の市街地をコンパクトに維持をする。2つ目といたしましては、白地地域では、市街地拡大につながる大型店舗や周辺環境に影響を及ぼす施設の立地の制限。3つ目といたしまして、中心部ににぎわいをもたらすような商業施設の立地を促す、町なか居住を推進していくなどの内容となっております。

以上です。

副委員長（平野洋一君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それで、具体的なことをちょっと2つほど続けてお聞きしたいと思いますけれども、用途地区に関する事なんですけれども、まず初めに、今回のマスタープランの計画対象区域、つまり都市計画区域はまず変更があるのでしょうかということと、また、都市計画の中で土地の用途の混在を防ぐための目的といたしまして、用途地域の規制があります。住

居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるものでありますけれども、住居専用地域が低層、中高層と計4種類、住居地域が3種類、商業地域が2種類、工業地域が3種類と計12種類がありまして、土別市も当然指定されているわけですが、この用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて建物の種類や建ぺい率、容積率、高さ制限が規制されるわけですが、この用途地域の変更は大きな影響があるわけですが、今回この用途地域の変更はあるのでしょうか。

副委員長（平野洋一君） 藤森主幹。

土木管理課主幹（藤森裕悦君） 都市計画区域、それから用途地域についての変更は今回はありません。

副委員長（平野洋一君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 関連することにもなりますけれども、用途地域の変更とともに、市民に大きな影響があります都市計画道路がございます。平成21年度予算に西広通りの予備設計などが計上されておりますけれども、この西広通りの整備計画は今後どのくらいの期間で、どの範囲を予定しているのでしょうか。

また、都市計画道路に指定されますと、例えば道路拡幅計画の場合、計画が決定した場合、沿線市民に対して、例えば3階以上の建物が建てられないですとか、鉄筋コンクリートづくりもだめになるですとか、地下空間の利用ができないなどの建物の増改築の規制が出てくるわけですが、また、事業決定となりますと、当然建物の建築ができなくなるなど非常に大きな影響が出るわけですが、この都市計画道路の変更見直し点があれば教えていただき、また、あわせて今後の主な都市計画事業をお知らせください。

副委員長（平野洋一君） 藤森主幹。

土木管理課主幹（藤森裕悦君） 都市計画道路につきましては、東大通りがこの平成20年度で完成いたしましたので、引き続き西広通りの整備を考えておりまして、区間につきましては、国道239号線観月橋付近から西五条通りを経由いたしまして、道道剣淵原野土別線、市場の前までですね、ここまでで区間を考えておりまして、期間といたしましては平成26年までの6年間の予定で計画しております。

お話ありました変更につきましては、この西広通りにつきましては、都市計画決定時には幅員33メートルで計画していましたが、現在の地域事情や、それから接続道路等の状況を勘案いたしまして、この幅員について変更して進めてまいりたいというふうに考えております。

その後の計画につきましては、総合計画でものせておりますが、西大通りの車道の舗装整備という形で、総合計画後期の部分で考えております。

以上です。

副委員長（平野洋一君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 今ちょっと都市計画道路の変更見直しでお聞きしたんですけれども、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、ここにマスタープランの見直しの市民説明会のときの資料

がありまして、そこには、長期間未整備の都市計画道路など市街地交通体系の見直しを行いますということで、見直し点の一つに入っておりますけれども、この長期間未整備の都市計画道路、いわゆる都市計画道路から逆に外してしまうとか、そういう可能性もあり得るということなんでしょうか。

副委員長（平野洋一君） 藤森主幹。

土木管理課主幹（藤森裕悦君） 現状におきまして、その都市計画道路、計画決定した部分から路線を下げるという考えは持っておりません。

以上です。

副委員長（平野洋一君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） まちづくりの3法が改正されておりますけれども、それに伴いまして、平成19年に施行されました都市計画法などの一部改正により、大規模集客施設の立地に関して、改正前には規制のなかった第2種住居地域、準住居地域、工業地域に1万平方メートルを超える施設の立地ができなくなりました。床面積1万平方メートルといいますけれども、これは坪で言うと実に3,000坪という大きさになりまして、土別市の場合、3,000坪を超える大規模集客施設が今後立地されるかどうかと考えますと、この規制の効果に疑問がないわけではないんですけれども。

その中で、非線引き都市計画区域、先ほども御説明にありました、いわゆる白地というところだと思うんですけれども、この白地に用途地域が定められていない都市計画区域内で市街化調整区域を除く部分に指定できる制度として、特定用途制限地域の設定というのがありますけれども、この特定用途制限地域の設定が検討されているようですが、この特定用途制限地域とは建築物などの建築を制限する必要がある場合に定めることができ、その内容は条例で独自に規制を定めることができるということで理解しておりますけれども、具体的にどのようなものをお考えなのかお示してください。

副委員長（平野洋一君） 藤森主幹。

土木管理課主幹（藤森裕悦君） 特定用途制限地域の指定につきましては、今お話ありましたけれども、用途地域の指定のない、いわゆる白地地域の一定の範囲に特定の建物やその規模に規制を行う都市計画制度でありまして、コンパクトなまちづくりを進めていくに当たりまして、無秩序な市街地の拡大につながります郊外型集客施設や、周辺環境に影響を及ぼす施設の立地が予想されるこの白地地域に対し、特定用途制限区域の指定を図って制限をつけるという考えであります。

ただ、設定につきましては、建物の用途やその規模の規制など、都市計画決定の手続が必要となってまいります。また、その関係上、今後の社会情勢の変化を見きわめながら、地域の方や関係機関との協議の上進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（平野洋一君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 続けて、関連しますのもう一つお聞きしますけれども、さきの都市計画法の一部改正により、第2種住居地域、準住居地域、工業地域に1万平方メートルを超える大規模集客施設の立地ができなくなったわけでありまして、逆に言えば、3,000坪以下の、いわゆる1万平方メートルです、大規模集客施設では立地ができるわけでありまして、今現在、無条件に立地できる近隣商業地域をあわせると、土別市内の都市計画区域内の多くの用途地域で3,000坪以下の施設の立地が可能な現状であります。仮に、このような施設が周辺に分散して立地されますと、先ほど来言われておりますコンパクトなまちづくりの推進と、ある面では異なる方向になる可能性も考えられます。

そこで、用途地域が定められている一定の地域に、特性にふさわしい土地利用の増進や特別の目的の実現を図るために、自治体の条例により建築物の制限内容を強化ができる特別用途地区という設定も以前からございますけれども、こちらのほうの特別用途地区の設定についても、今後のお考えがあればお聞かせください。

副委員長（平野洋一君） 藤森主幹。

土木管理課主幹（藤森裕悦君） 特別用途地区の指定につきましても、用途地域の中で大規模集客施設の立地が可能な地区において、お話のとおり、中心市街地の活性化や特色ある住環境の保全や利便性の確保が損なわれる施設等の立地制限を行うものでありまして、設定につきましては特定用途制限地域と同様で、地域の方や関係機関との協議の上、今後進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

副委員長（平野洋一君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） かたい話で聞いていておもしろくないかもしれないですけども、この特定用途制限地域と特別用途地域の設定と、今2つ続けて聞かせていただきましたけれども、これから進めようとしているコンパクトなまちづくりを進める上で、非常に重要なものの考え方の一つだと私は踏んでおります。

この今の内容は細かに条例で定められるんですけども、この中身が効果の薄いいわゆる規制であれば全く意味がないわけでありまして、またこの手の立地制限等は早目に設定しなければ、はっきり言って全く意味がないと考えます。この明確なコンパクトなまちづくりをこの都市計画の目標に掲げた以上、これらの施策はぜひスピーディーに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

副委員長（平野洋一君） 藤森主幹。

土木管理課主幹（藤森裕悦君） 委員お話しのとおり、先ほど私のほうで答えさせていただきました今後の社会情勢とかを、やっぱりスピーディーにこちらも把握をしながら対処してまいらなければならないこの問題だというふうに思っておりますので、委員お話しのとおり、審議会等を含めまして、しっかりとした議論の中で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（平野洋一君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 制度の話ばかり続きますけれども、もう一つだけ聞きます。

昨年、総合計画審査特別委員会でも御質問させていただきましたけれども、地区計画制度の活用検討と総合計画にのっております。地区計画は、この一定の地域に対して良好な都市環境の整備と保全を図るために必要な事項を細かく定める、いわゆる地区単位の都市計画とも言われておりますけれども、道路や公園等の地区施設の配置や、建築物の建て方や形態のルールなども細かく定められるものと認識しておりますけれども、この総合計画にのっております地区計画制度の活用検討が、現況においてどのように検討されているのか、いま一度お聞かせください。

副委員長（平野洋一君） 藤森主幹。

土木管理課主幹（藤森裕悦君） この制度につきましては、昭和55年に都市計画法及び建築基準法の一部改正によりましてできた制度でございます。住民や地権者の方々が決めたまちづくりの規則を、いわば、委員のお話にもありましたけれども、その地区独自の都市計画として定めまして、その規則が守られていくよう市が運用する制度ということになっております。

しかし、現在のところ、この制度を導入した地区は市内ではございません。しかしながら、この制度は、地域の特性にふさわしい土地利用の推進と、あわせて魅力的な市街地の形成を図るための取り組みと考えておりますことから、まずは、この制度を広く市民の皆さんに知っていただくためにも、広報やホームページ等で内容を知っていただき、長期的な視点で推進に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（平野洋一君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 本当、制度の話が3つ続けてしまいましたけれども、この地区計画制度というのは、先ほど言いましたとおり、地区単位の都市計画とも言えるものでありまして、その地区に住む市民の皆さんが主役となって作り上げていくことが最も大事な観点かなと私も思っておりますので、この市民説明用の資料を見ますと、市民参加のまちづくりということも提案されておりますので、ぜひこの3つの、用途地域に係るものも含めまして、これ全部一遍にやるということにはならないと思いますけれども、優先順位を決めながら進めていただきたいなと思います。

それで、都市計画上大きな柱の一つに、公園や緑地等の整備がありますが、士別市には総合公園でありますつくも水郷公園、ふどう公園を初めといたします運動公園、以前まで児童公園と呼ばれていました町なかにある公園を、今、愛育公園という名前に変わったそうですが、そのほか地区公園、緑地など多くの公園がございます。

整備されましてから非常にかんりの年数を経過した公園も多く、再整備や補修が必要となっておりますが、地域活性化生活対策交付金事業の中で、つくも水郷公園整備事業として電気設備設置工事費として500万円、これはいわゆる照明設備、外灯のたぐいなんでしょうけれども、

また、平成21年度の予算では、都市公園整備費として遊具等の老朽施設の新設、あけぼの公園とほくと公園を対象に250万円という金額が一応予算化をされておりますが、今後、この都市公園・緑地の整備はどのように進めていきたいと考えるのか。また、総合公園であるつくも水郷公園の整備も必要と考えますが、その構想も含めてお答えください。

副委員長（平野洋一君） 藤森主幹。

土木管理課主幹（藤森裕悦君） 公園・緑地に関しましては、現在、都市計画公園23カ所、都市計画緑地4カ所が整備されておまして、今後につきましては、市街地内の土地利用の動向を勘案しつつ、公園・緑地の適正な配置と整備を計画的に進めて、市民の憩いと交流の場の確保に努めてまいりたいというふうに思います。

平成21年度からにつきましては、公園・緑地内の遊具施設について一部老朽化しておりますので、計画的に補修や再整備を実施してまいりたいというふうに考えております。また、つくも水郷公園につきましては、再整備の必要性を私どもも考えておりますので、中長期的な中で今後整備に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

副委員長（平野洋一君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 水郷公園は私も気にしておまして、この市民説明会の資料にも見直し点として、市民や市民以外の方々にも広く親しまれる滞在型の総合公園としてつくも水郷公園の再整備を図りますと、強く断言して書かれておりますので、中長期的と言われましたけれども、余り先送りをしないで年次的にきちっと進めていただければありがたいと思います。

それでは、道路整備の関連でちょっと質問をさせていただきます。

昨年、道路特定財源の一般財源化という流れの中で、地方からの要望を踏まえ、地方の道路整備や財政の状況に配慮し、地方道路整備臨時交付金にかわるものとして、道路を中心に関連する他のインフラ整備や関連するソフト事業も含め、地方の実情に応じて使用できる地域活力基盤創造交付金が平成21年度から創設され、総額9,400億円の措置がされたと聞いております。これは、今までの道路整備だけではなく周辺事業の交通基盤整備に幅広く使えるものと、報道の中では私は聞いておりますけれども、実際、これ土別市においてはこの交付金はどのように活用がされるのでしょうか。

副委員長（平野洋一君） 藤森主幹。

土木管理課主幹（藤森裕悦君） 地域活力基盤創造交付金の活用につきましては、地方道路整備臨時交付金制度が道路特定財源の一般財源化されたことに伴い廃止をされまして、それにかわる新しい交付金制度として創設された事業であります。

本市では、従来、国土交通省の管轄事業として実施してきました街路事業や、道路・橋梁整備事業などに引き続き活用されることを前提として、国土交通省への予算要望を進めてまいりたいというふうに考えております。

平成21年度におきましては、継続事業といたしまして、上土別地区大和橋架け替え、それか

ら、南町東1号線歩道新設、南町川西線道路改良、また、今後の街路西広通り事業につきましても本制度が活用されるものと考えております。

以上です。

副委員長（平野洋一君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） よくわからないので、財政担当者の方にもお聞きしたいということで、この地方道路整備臨時交付金から地域活力基盤創造交付金にかわって、先ほどの私の自分の話の中を素直に聞きますと、活用の幅が広がったというふうに一見感じるんですけども、今お話を聞いた継続事業を含めると、例えば上土別の大和橋の架け替え工事ですと、平成20年度は地方道路整備臨時交付金を活用して、平成21年度は地域活力基盤創造交付金にかわったというだけなんでしょうか。

副委員長（平野洋一君） 法邑財政課主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） 財政課のほうから、国の予算の関係でありますとか、若干の経過も含めまして御答弁させていただきたいと思います。

道路財源につきましては、お話のように、平成20年度予算では国と地方合わせまして5兆4,000億円ほどあったわけなんです。それで、無駄な道路などが作り過ぎているのではないかというような以前からの指摘があったところでありまして、こうしたところから、国のほうにおいては2006年の骨太の方針以降、道路特定財源の一般財源化を前提としまして、道路整備のあり方については継続して見直しがされてきたところでありまして。

そこで、平成21年度からは、お話にありましたとおり、こうしたことを踏まえまして道路特定財源の一般財源化というものを図ったわけなんですけど、これにつきましては、これまでの道路特定財源制度、これを廃止いたしまして、これにかわって、地方の道路整備をする際に道路特定財源をもとにこれまで交付されておりました地方道路整備臨時交付金、これにかわりまして、道路関連のインフラ整備あるいはそのソフト事業も含めまして、地方の実情に応じた使い勝手のいいような交付金ということで、新たにその地域活力基盤創造交付金というものが創造されたところでありまして。

そこで、今申しました土別市の平成21年度の予算において、これまでの、例えば大和橋の架け替えでありますとか南町の東1号線、こういったものを、これまで地方道整備臨時交付金ということで平成20年度まで財源として見ていたわけなんですけど、その財源が新たに地域活力基盤創造交付金といったものに変更されたことによりまして、こうした道路事業についてもこれまで同様、平成21年度の予算の編成の段階ではどういった詳しい使途、そういったものが示されるかといったことがちょっと不明だったところもありますが、今のところ、その道路整備におきましてはこれまで同様の事業申請により交付されるようでありまして、これまでと変わらない事業の状況にあるところでありまして、こうしたことについては、今後についても活用について図ってまいりたいというふうに考えています。

それと、今回新たにつくられました地域活力基盤創造交付金なんですけれども、これまでの

道路整備だけのハードだけに限らず、ソフト事業も含めて、関連事業も含めましてその活用が図られるといったようなことになっております。当初、一般財源化ということで、一時麻生首相も、1兆円の地方が自由に使える交付税化を目指すといったこともありまして、例えば道路整備に限らず、施設の改修でありますとか、道路維持経費でありますとか、そういった幅広いハード・ソフト事業にも充当できるのではないかと。あるいは、その配分につきましてもこれまでの道路事業の交付申請による交付ではなく、例えば道路延長、面積などの一定の基準によって交付され、その地方の裁量による使い勝手のいい交付金ということを期待していたわけなんですけれども、結果としましては、道路関係の予算としまして若干増額されて交付されたわけなんですけれども、1,400億円の新たに関連インフラの整備といったものも措置されたんですが、そういったソフト事業に関しましては、その取り扱いの詳細がまだ明らかになっていない状況にありまして、今後明確になった時点で、そうした有効な活用については対応していきたいというふうに考えております。

副委員長（平野洋一君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） あと2週間で新年度という現在なんですけれども、今お話を聞くと、よくわからないというのがわかりました。

それで、次行きます。最後に質問というよりは要望で終わらせたいと思います。

（仮称）土別まちづくり推進協議会というのが設立され、中心市街地に必要な各種機能を集積する町なか居住構想も含めまして、コンパクトなまちづくりの研究・検討が始まります。これは経済部が担当する商工費の中で予算化をされておりますけれども、この大きなテーマは、今後の都市計画と非常にかかわりが深いということになると思います。本市も、各部が柔軟かつ横断的にぜひ知恵と力を集約いたしまして、コンパクトなまちづくりに向けて具現化に邁進していただきたいと思いますので、最後にその熱意を一言いただきたいと思います。

副委員長（平野洋一君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） お答えいたします。

コンパクトなまちづくりにつきましては、市街地の規模を適正に保って、中心市街地などの都市拠点整備を進めながら、子供さんからお年寄りまで、すべての市民が生活しやすい利便性と快適性を実現していくということが重要な課題であるというふうに考えております。

お話しのように、まちづくり推進協議会につきましては商工会議所が中心となって組織されているものだと思いますけれども、経済部の職員あるいは企画課の職員、そして私ども建設水道部の都市計画担当の職員も準備会からかかわっております、この協議あるいは目的を持った取り組みについては、私どももその都市計画の立場も含めてしっかりと連携をしながら、コンパクトなまちづくりの具現化に向け努力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員（井上久嗣君） 以上で質問を終わります。

副委員長（平野洋一君） これにて総括質問を終結いたします。

副委員長（平野洋一君） お諮りいたします。まだ付託案件の審査が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副委員長（平野洋一君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって終わります。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時58分閉議）